

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

令 05 原 機 (大 安) 027

令 和 5 年 5 月 10 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範（公印省略）

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	別紙のとおり
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	令和5年5月10日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 大井川 和彦 大洗町長 國井 豊 鉾田市長 岸田 一夫
予定される要旨の公表の方法	・報道機関への公表 ・インターネットでの公開

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

別紙

当防災業務計画において大洗研究所が包含する原子炉等規制法に基づく許可事業所

事業所の名称	大洗研究所（北地区）	
事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	
	核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	
許可年月日	原子炉施設設置許可	昭和 43 年 9 月 18 日
	核燃料物質使用許可	昭和 42 年 12 月 2 日
所管省庁	原子力規制委員会 原子力規制庁	

事業所の名称	大洗研究所（南地区）	
事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番	
	核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	
許可年月日	原子炉施設設置許可	昭和 43 年 11 月 8 日
	核燃料物質使用許可	昭和 44 年 3 月 1 日
所管省庁	原子力規制委員会 原子力規制庁	

事業所の名称	大洗研究所	
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	
許可年月日	廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日	
所管省庁	原子力規制委員会 原子力規制庁	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
原子力事業者防災業務計画

令和5年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	3
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	5
第1節 原子力防災体制の整備	5
1. 原子力防災組織	5
2. 原子力防災要員	5
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務	6
第2節 原子力防災組織の運営	6
1. 現地対策本部等の設置及び解散	6
2. 権限の行使	7
3. 原子力防災要員等の招集	8
4. 通報連絡の経路	8
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	8
1. 放射線測定設備の設置及び検査	8
2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備	8
3. 活動拠点施設及び避難場所の整備	9
4. 緊急時医療	10
5. 機構対策本部の仕様等	10
6. 原子力事業所災害対策支援拠点の選定	10
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備	10
1. O F C等に備え付ける資料	10
2. 緊急時対策所に備え付ける資料	10
3. 機構対策本部に備え付ける資料	11
4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料	11
第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施	11
1. 原子力防災教育	11
2. 原子力防災訓練	11
第6節 関係機関との連携	12
1. 国との連携	12
2. 地方公共団体との連携	12
3. 防災関係機関等との連携	13
4. O F C及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携	13

5. 原子力緊急事態支援組織との連携	13
第7節 事業所外運搬事故における事前措置	13
1. 事業所外運搬事故における事前措置	13
2. 事業所外運搬事故における体制整備	14
第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動	14
 第3章 緊急事態応急対策等の実施	15
第1節 初期対応	15
1. 現地対策本部の設置	15
2. 通報連絡	15
3. 情報の収集と提供	16
4. 大洗研究所外関係機関との連絡方法	16
5. 通話制限	16
6. 機構対策本部の活動	16
7. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	16
8. 原子力緊急事態支援組織の活動	16
第2節 応急措置	17
1. 応急措置の実施計画	17
2. 応急措置の実施	17
3. 事業所外運搬における応急措置	19
4. 応急措置の実施報告	19
5. 原子力防災要員等の派遣	19
第3節 緊急事態応急対策	20
1. 緊急事態該当時の対応	20
2. 内閣府対策本部等への報告方法	20
3. 応急措置の継続実施	20
4. 事業所外運搬事故における対策	20
5. 原子力防災要員等の派遣	20
 第4章 原子力災害事後対策	22
第1節 緊急事態応急対策等の報告	22
第2節 復旧対策	22
1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施	22
2. 被災者の相談窓口の設置	22
3. 現地対策本部の解散	22
4. 原因究明と再発防止対策の実施	22
5. 原子力防災要員等の派遣	22
 第5章 その他	24

第1節 他の原子力事業者への協力	24
参考資料	25
原子力事業者防災業務計画改訂の履歴	26

別図、別表、様式一覧

別図－1 (1) 大洗研究所原子力防災組織（現地対策本部の体制）	27
別図－1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織	28
別図－2 (1) 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路	29
別図－2 (2) 大洗研究所外通報連絡系統	30
別図－2 (3) 大洗研究所内通報連絡系統	31
別図－3 大洗研究所敷地周辺の放射線測定設備	32
別図－4 原子力防災資機材の保管場所	33
別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮所	34
別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置	35
別表－1 原災法に係る対象施設	36
別表－2 原子力防災要員の職務と配置	37
別表－3 原子力防災管理者の代行順位	38
別表－4 放射線測定設備	39
別表－5 原子力防災資機材	40
別表－5 (1) 排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	41
別表－6 機構対策本部の原子力防災関連資機材	42
別表－7 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	42
別表－8 大洗研究所の緊急時応急対策等の活動で使用する施設	43
別表－9 気象観測設備	43
別表－10 機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	43
別表－11 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	44
別表－12 原子力災害対策活動で使用する資料	45
別表－13(1) 大洗研究所における原子力防災教育の内容	46
別表－13(2) 機構本部における原子力防災教育の内容	46
別表－14 原子力防災訓練の内容	47
別表－15(1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与	48
別表－15(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与	49
別表－15(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与	50
別表－16 原子力緊急事態支援組織	51
別表－17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象	53
別表－18 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL	58
別表－19 原災法第15条第1項に基づく通報基準及びEAL	70
様式1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	77
様式2 原子力防災要員現況届出書	78
様式3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	79
様式4 放射線測定設備現況届出書	80
様式5 原子力防災資機材現況届出書	81
様式6 防災訓練実施結果報告書	82

様式 7－1	警戒事態該当事象発生連絡	83
様式 7－2	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	84
様式 8－1	特定事象発生通報	85
様式 8－2	特定事象発生通報	86
様式 9－1	応急措置の概要	87
様式 9－2	応急措置の概要	88

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）大洗研究所のうち、原災法第2条第3号に該当する原子炉施設、核燃料物質使用施設及び廃棄物管理施設における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の実施等について定め、原子力災害の発生予防に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。

別表－1に原災法に係る対象施設を示す。

なお、大洗研究所が包含する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）に基づく許可事業所名は、参考資料のとおりである。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。

2. 緊急時活動レベル（E A L：Emergency Action Level）

防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。

3. 警戒事象

その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

4. 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に定める事象をいう。

5. 原子力緊急事態

原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で大洗研究所外へ放出された事態をいう。ただし、大洗研究所外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。

6. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策をいう。

7. 応急措置

大洗研究所において、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。

8. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

9. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

10. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

11. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

12. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項に定める原子力防災組織を統括するものとし、大洗研究所の所長とする。

13. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 規制法第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）

を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた者

ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

14. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

15. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

16. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

17. 所在都道府県

大洗研究所が所在する茨城県をいう。

18. 所在市町村

大洗研究所が所在する大洗町及び鉢田市をいう。

19. 関係周辺市町村

大洗研究所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき大洗研究所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた水戸市及び茨城町をいう。

20. 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第2条第2項第1号に規定する原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、大洗研究所に設置する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

21. 原子力施設事態即応センター

原災法命令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための原子力施設事態即応センターとして、機構本部に設置する機構本部緊急時対策室をいう。

22. 統合原子力防災ネットワーク

原災法命令第2条第2項第6号に規定する緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、内閣総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）（以下「OFC」という。）を接続する情報通信ネットワークをいう。

23. テレビ会議システム

内閣総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムをいう。

24. 原子力事業所災害対策支援拠点

原災法命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点となる原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び機構本部をいう。

25. 原子力緊急事態支援組織

原災法命令第2条第2項第7号に規定する放射性物質の汚染等により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他資機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針

この計画は、原災法、防災基本計画及び地域防災計画に沿って作成するものとし、その実施に当たっては、関係省庁、所在地方公共団体その他関係機関と緊密な連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用に当たっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよ

う留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県、大洗町及び鉢田市の原子力災害に関する地域防災計画（原子力災害対策計画編）
- (3) 関係周辺市町村の地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、地域防災計画に抵触しないことについての確認を含め、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

なお、検討の結果について、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官並びに茨城県、大洗町及び鉢田市の原子力防災担当課長に報告するものとする。

2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、原子力防災専門官の指導及び助言を受けるものとする。

なお、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは修正しようとする日の60日前までに、この計画の修正案を提出し、茨城県知事、大洗町長及び鉢田市長と協議しなければならない。

4. 理事長は、この計画を修正したときは速やかに、様式1によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

また、国に提出した様式1の写し及びこの計画の要旨を、茨城県、大洗町及び鉢田市の原子力防災担当課長宛てに提出するものとする。

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力災害の発生を未然に防止するため、規制法等に基づき、原子力施設の設計、建設、運転の各段階及び核燃料物質等の事業所外運搬において、多重防護の考え方により安全を確保するとともに、平常時から原子力防災体制、原子力災害現地対策本部の運営、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて関係機関との事故時の連絡体制等以下の各項目等に関連する密接な連携、放射線測定設備及び原子力防災資機材、防災教育、防災訓練等の原子力災害予防対策について整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。

第1節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災組織

(1) 原子力防災組織の設置

原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として現地対策本部を設置する。

(2) 原子力防災組織の構成

現地対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員（以下、総称して「原子力防災要員等」という。）で構成する。

別図－1(1)に大洗研究所原子力防災組織（現地対策本部の体制）を示す。

(3) 機構本部

理事長は、大洗研究所が行う原子力災害対策活動を支援するとして機構対策本部を組織するとともに、必要に応じて大洗研究所の支援組織として敦賀廃止措置実証本部、大洗研究所以外の事業所等に支援本部を組織する。

- ① 安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長（以下「安核本部安全管理部長」という。）は、機構対策本部の組織を整備する。
- ② 機構対策本部は、この計画に従い本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ、原子力災害の発生又は拡大を防止するために現地対策本部が行う対策活動を支援する。
- ③ 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制の発令をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。

別図－1(2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。

2. 原子力防災要員

(1) 原子力防災要員の配置

原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるために、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。

(2) 原子力防災要員の選任

原子力防災管理者は、大洗研究所原子力防災組織の構成員の中から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表－2に定める業務を行ふ。

(3) 原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておく。

① E R C、O F C 並びに茨城県知事、大洗町長、鉢田市長、関係周辺市町村長及び原子力緊急時支援・研修センターの実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

② 他の原子力事業者に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

(4) 原子力防災要員の現況届

理事長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、その現況について、置いた日又は変更の日から 7 日以内に、様式 2 によって原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉢田市長に届け出る。

3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施
- ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施
- ⑤ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括に関する原子力防災管理者を補佐
- ② 原子力防災管理者が大洗研究所不在時における職務の代行

なお、大洗研究所に 12 名以上の副原子力防災管理者を置く。

(別表－3 に代行順位を示す。)

(3) 原子力防災管理者等の選解任届

理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から 7 日以内に、様式 3 によって原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉢田市長に届け出るものとする。

第 2 節 原子力防災組織の運営

1. 現地対策本部等の設置及び解散

(1) 現地対策本部の設置

- ① 原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生した若しくは発生するおそれがある場合、直ちに大洗研究所内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は

緊急連絡システムで招集し、速やかに大洗研究所に現地対策本部を設置する。

- ② 現地対策本部は、別図-1(1)に示す原子力防災組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。
- ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに安核本部安全管理部長を経由して理事長に報告する。

(2) 機構対策本部の設置

- ① 安核本部安全管理部長は、原子力防災管理者から大洗研究所内に防災体制を発令した報告を受けた場合、直ちに理事長に報告し、警戒事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置する。
- ② 理事長は、安核本部安全管理部長から受けた報告の内容が特定事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置し、統括管理する。

別図-1(2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。

(3) 現地対策本部の解散

現地対策本部長は、次の①から④に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。

- ① 原災法第15条第2項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合
- ② 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合
- ③ 原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合
- ④ 警戒事象については、応急対策の措置等により事象が終息し、通常組織で措置できると判断した場合
- ⑤ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を解散する。
- ⑥ 原子力防災管理者は、大洗研究所の現地対策本部を解散した場合は、機構対策本部長に報告する。

(4) 機構対策本部の解散

機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。

2. 権限の行使

- (1) 現地対策本部が設置された場合は、大洗研究所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部の下で行う。
- (2) 原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとるものとする。
なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続を採るものとする。
- (3) 原子力防災要員は、現地対策本部長、班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。

3. 原子力防災要員等の招集

- (1) 原子力防災管理者は、防災体制を敷く必要があると認めた場合は直ちに別図－1(1)に定める原子力防災組織を構成する原子力防災要員等を招集するため、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及び大洗研究所内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。また、原子力防災管理者は、平常時から緊急時に備えて、原子力防災要員等の招集状況の把握に努める。
- (2) 安核本部安全管理部長は、大洗研究所における原子力防災体制の発令の報告を受けた場合、直ちに理事長に報告するとともに別図－2(1)により機構対策本部員を招集する。

4. 通報連絡の経路

大洗研究所内外への通報連絡経路は別図－2(2)及び別図－2(3)のとおりとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置及び検査

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行うための設備として、放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図－3及び別表－4に示すとおり9式設置し、次に掲げる措置を講じて常に使用可能な状態に整備する。

- (1) モニタリングポストは、その検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようとする。
- (3) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的に較正を行う。
- (4) モニタリングポストは、故障等により監視不能となった場合、代替品等により監視するとともに速やかに修理する。
- (5) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉢田市長に様式4に定める届出書により7日以内に届け出る。
- (6) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の現況届と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体に記録し、1年間保存するとともに、茨城県、大洗町及び鉢田市へ定期的に報告する。

また、モニタリングポストにより測定した放射線量は、紙面又は機構ホームページ等により公表する。

2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、別表－5に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、それら資機材の操作習熟に努める。別図－4に原子力防災資機材の保管場所を示す。

② 不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充するなど、常に必要数量を確保する。

なお、修理する場合は、必要により代替手段を講ずる。

③ 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉢田市長に様式5に定める届出書により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備付けの現況を同様の届出書により翌月7日までに届け出る。

(2) その他の原子力防災資機材

原子力防災管理者は、別表-5に示すその他の原子力防災資機材に関して必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合を認めた場合は、速やかに修理又は代替品を補充するなど、常に使用可能な数量を確保する。

(3) 原子力防災管理者は、原災法第26条第3項の規定に基づき国、関係機関への貸与資機材について、必要数を確保するために機構内の他事業所（原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所）と連携して確保する。

なお、不足の際は、機構対策本部長に要請して確保する。

(4) 機構対策本部における原子力防災関連資機材の整備

安核本部安全管理部長は、別表-6に定める原子力防災関連資機材を確保する。また、別表-6に定める頻度で点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点における原子力防災関連資機材の整備

原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所の原子力防災管理者は、別表-7に定める原子力防災関連資機材を確保する。また、別表-7に定める頻度で点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

3. 活動拠点施設及び避難場所の整備

(1) 緊急時対策所等

① 原子力防災管理者は、原子力災害対策活動の拠点となる緊急時対策所及び現場指揮所を整備する。

別図-5に緊急時対策所及び現場指揮所の配置を示す。

② 原子力防災管理者は、緊急時対策所について別表-8に示す仕様を維持されていることを確認する。

③ 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能なように整備する。

④ 原子力防災管理者は、別表-5のその他の原子力防災資機材に示す以下の設備について統合原子力防災ネットワークとの接続が確保できることを確認する。

- ・テレビ会議システム、ファクシミリ及びIP電話

(2) 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図-3及び別表-9に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講ずる。

なお、保守点検については、あらかじめ定めた点検マニュアルにより実施する。

① 気象観測器は、毎年1回以上観測装置の点検を行う。

② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。

③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(3) 避難場所

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更したときも同様とする。

4. 緊急時医療

原子力防災管理者は、別表－5に定める安定ヨウ素剤等の医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。

また、従業員等の救急医療を行うため、あらかじめ近隣等の医療機関を確保する。

5. 機構対策本部の仕様等

① 安核本部安全管理部長は、機構対策本部を別表－10に示す仕様に維持する。

② 安核本部安全管理部長は、本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－10に示す仕様が維持されていることを確認する。

③ 安核本部安全管理部長は、非常用電源を機構対策本部に供給可能なように整備する。

④ 安核本部安全管理部長は、別表－6に定める以下の設備において、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続が確保できることを確認する。

- ・テレビ会議システム、ファクシミリ及びIP電話

6. 原子力事業所災害対策支援拠点の選定

安核本部安全管理部長は、大洗研究所に対する原子力事業所災害対策支援拠点として、以下の機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－11のとおり原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び機構本部を選定する。

- ① 更衣、使用済の防護服等の仮保管
- ② サイト等立入車両の駐車
- ③ 物資輸送体制の整備

なお、大洗研究所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図－6に示す。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備

1. O F C等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、大洗研究所で原子力災害が発生した場合に、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる別表－12については、内閣総理大臣に提出するとともに、E R C及びO F Cに備え付ける。

また、これらの提出した資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

2. 緊急時対策所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる別表－12に定める資料を現地対策本部に備え付ける。

また、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

3. 機構対策本部に備え付ける資料

安核本部安全管理部長は、機構対策本部に別表－12に定める資料を備え付ける。

また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所の原子力防災管理者は、緊急時対策所に別表－12に定める資料を備え付ける。

また、大洗研究所の原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施

1. 原子力防災教育

(1) 大洗研究所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に掲げる項目について、別表－13(1)に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- ① 原子力事業者防災業務計画に関する知識
- ② 地域防災計画に関する知識（原子力災害対策計画編）
- ③ 放射線防護に関する知識
- ④ 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- ⑤ その他各原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識

(2) 機構本部における原子力防災教育

安核本部安全管理部長は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、機構対策本部要員に対し、別表－13(2)に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

2. 原子力防災訓練

(1) 大洗研究所の原子力防災訓練

- ① 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度1回、原子力災害を想定した総合的な原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

なお、この原子力防災訓練は、規制法に基づく保安規定等に定める総合的な訓練と併せて実施できるものとする。

- ② 原子力防災管理者は、原子力防災訓練の実施に当たり別表－14に定める訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

- ③ 原子力防災管理者は、前述①に記載した原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に報

告するとともに、その要旨を公表する。

(2) 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加、協力することとし、訓練内容に応じて、原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとする。

第6節 関係機関との連携

1. 国との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及び関係省庁と平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、その対応を行うとともに、平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- ③ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づき、事業所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

(2) 原子力災害時の連携

- ① 原子力防災管理者は、OFCに設置される現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に事象区分に応じて別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、派遣された原子力防災要員は、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡を取り報告する。
- ② 原子力防災管理者は、原災法第16条第1項の規定に基づき、内閣府に原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が設置された場合、原子力災害対策本部長の指示に基づき必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかに災害を防止する必要な措置を行う。

2. 地方公共団体との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長その他関係市町村長とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、OFCの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の対応について、茨城県原子力防災連絡協議会の場を通じて、県、所在関係市町村その他関係機関と平常時から密接な連携を図る。
- ③ 原子力防災管理者は、平常時から、大洗研究所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調

して原子力に関する知識の普及・啓発を行う。

- ④ 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ⑤ 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長から原災法第32条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- ⑥ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、大洗町及び鉾田市から要請があればこれに協力するものとする。

(2) 原子力災害時の連携

原子力防災管理者は、原災法第22条の規定に基づき、地方公共団体に災害対策本部が設置された場合、事象区分に応じて別表-15(1)、(2)、(3)に定める原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体の災害対策本部の長と協調して必要な業務を行う。また、派遣された原子力防災要員は、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡を取り報告する。

(3) ネットワーク整備等への協力

原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報を提供するための設備等を整備・維持する。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、消防機関、警察機関等の地元防災関係機関と必要な原子力災害に関する情報等についての収集、提供及び緊急事態応急対策を相互に連携して行うものとする。

4. O F C 及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携

原子力防災管理者は、O F C、原子力緊急時支援・研修センターとの一体的な運営が可能となるよう国、県、所在・関係周辺市町村等が行う運営要領の作成に必要に応じ協力する。

5. 原子力緊急事態支援組織との連携

(1) 安核本部安全管理部長は、別表-16に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備えて、平常時から当該支援組織との連携を図る。

(2) 安核本部安全管理部長は、別表-16に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度、訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、必要な協議を行う。

第7節 事業所外運搬事故における事前措置

1. 事業所外運搬事故における事前措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象を想定し次に掲げる措置を事前に整備する。

- (1) 特定事象発生時の応急措置、対応組織、携行する資機材等を記載した運搬計画書の作成及び携行
- (2) 円滑な通報を確保するため、国、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等への非常時連絡表等の作成及び携行
- (3) 迅速な事故対応を図るための非常通信用機材並びに必要に応じた防災資機材の整備及び携行

2. 事業所外運搬事故における体制整備

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象が発生した場合、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県、海上保安部署、原子力緊急時支援・研修センター等への通報連絡体制
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立入禁止等の措置
- (6) 放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害防止のために必要な措置

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象が発生した場合は、直ちに、運搬の業務に従事している者は、原子力防災管理者にその発生と状況を連絡する。原子力防災管理者は、第3章に基づき関係機関に通報連絡を行う。

第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、大洗研究所の周辺住民に対して、次に掲げる情報について提供し、知識の普及・啓発に努める。

- ① 原子力事業所の概要
- ② 原子力災害の概要
- ③ 原子力災害対策の実施状況
- ④ 緊急事態の区分の考え方

第3章 緊急事態応急対策等の実施

特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。

第1節 初期対応

1. 現地対策本部の設置

原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。また、大洗研究所の緊急時対策所及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

2. 通報連絡

原子力防災管理者は、別表-17に示す警戒事象の発見又は発見の通報を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町、鉾田市、大洗町消防本部、鹿行広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図-2(2)及び(3)に示す地方公共団体に対し、様式7-1及び様式7-2により同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。

原子力防災管理者は、別表-18に示す特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、官邸、茨城県警本部、大洗町消防本部、茨城海上保安部署、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図-2(2)及び(3)に示す関係機関に対し、様式8-1（事業所外運搬は様式8-2）に必要事項を記入し、同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。

同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。

なお、発生した特定事象が電離放射線障害防止規則（第7条の2第2項各号）に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

なお、警戒事象、特定事象に該当しない原子力施設の異常が発生した場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法、大洗研究所事故対策規則に基づき、原子力規制委員会等の関係機関に通報する。

また、大洗研究所が責任を負う事業所外運搬の場合にあっては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図-2(2)及び(3)に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。

なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として時系列的に保存する。

3. 情報の収集と提供

(1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故、被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく、障害等人身災害に関わる状況
- ④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質の量の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所、放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を継続的に収集し、様式7-2又は様式9-1（事業所外運搬は様式9-2）を用いて内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、茨城県知事、大洗町長、鉢田市長、原子力緊急時支援・研修センター、関係機関及び機構対策本部長に同報ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。この報告は、事象の進展に応じて、適切な間隔で継続して行う。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡を行い、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないよう国、県、関係市町村その他防災関係機関と調整する。

4. 大洗研究所外関係機関との連絡方法

現地対策本部長は、別図-2(2)の連絡経路により大洗研究所外関係機関に連絡を行う場合は、別表-5に示す設備、電話等を利用して行う。

5. 通話制限

現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

6. 機構対策本部の活動

機構対策本部長は、大洗研究所における防災体制発令の報告を受けた場合、機構対策本部の立上げを指示する。また、機構対策本部長は、必要に応じて原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬その他必要な措置を指示する。

7. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

機構対策本部長は、事態に応じ前項で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、大洗研究所における事故復旧作業の支援を指示する。

8. 原子力緊急事態支援組織の活動

機構対策本部長は、事態に応じ原子力緊急事態支援組織に、復旧作業における遠隔資機材の提供等、大洗研究所における事故復旧作業の支援を指示する。

第2節 応急措置

1. 応急措置の実施計画

現地対策本部長は、本節第2項及び第3項に掲げる応急措置の実施に当たり、優先順位を考慮して措置内容及び実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

2. 応急措置の実施

- (1) 避難誘導及び事業所内入構制限

① 避難

現地対策本部長は、一斉放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等を安全な避難場所に避難させる。

② 避難状況の把握

現地対策本部長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等についての情報を記録する。

③ 入構制限及び車両の使用制限

現地対策本部長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について大洗研究所への立ち入りを制限する。また、大洗研究所内における原子力災害対策活動に関係ない車両の使用を制限する。

- (2) 放射線量の測定及び避難の要請

① 現地対策本部長は、大洗研究所内及び大洗研究所敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定及び放出予測の実施を行い、放射能影響範囲を評価する。

② 現地対策本部長は、モニタリングポストにより、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出（落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。）された場合は、速やかに当該モニタリングポストの付近において中性子線測定器により、中性子線を測定する。

③ 現地対策本部長は、茨城県、大洗町、鉾田市、関係周辺市町村等と情報の交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。

④ 現地対策本部長は、OFC立上げ以前の放射線量測定の結果、大洗研究所敷地外の住民に対して屋内退避あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に要請する。

- (3) 緊急時医療

現地対策本部長は、発生事象の状況及び被ばく線量に応じ、おおむね以下に示す項目等の適切な救護措置を行うものとする。

① 救難・救助

現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者（以下「負傷者等」という。）を可能な限り放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する。

② 医療活動

現地対策本部長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置、除染等の措置を講じ、緊急被ばく医療（原子力災害医療協力機関）に関する契約を締結している医療機関、また必要

に応じ原子力災害拠点病院及び茨城県（現地対策本部又はこれが設置されない時は緊急時医療所管理課）や高度被ばく医療支援センターと連絡を取り、移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講ずる。

③ 二次災害防止に関する措置

現地対策本部長は、機構内の他事業所、他の原子力事業者及び防災関係機関から派遣された要員（以下「派遣防災要員」という。）、救急隊等の汚染管理及び治療の際の汚染管理に資するため、派遣防災要員、救急隊到着時に事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況の情報を伝達する等の必要な措置を講ずる。

（4）消火活動

現地対策本部長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

（5）汚染拡大の防止及び防護措置

① 現地対策本部長は、不必要的被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ一斉放送等を行い、大洗研究所内に在る者に周知する。

また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

② 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講ずる。

（6）線量評価

現地対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。

（7）広報活動

現地対策本部長は、発生した特定事象等に関し、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、OFCにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報する。

（8）応急復旧

① 施設及び設備の整備並びに点検

現地対策本部長は、中央制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡回点検の実施により、大洗研究所内の施設及び設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

② 応急の復旧対策

現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節第1項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

（9）原子力災害の拡大防止を図るための措置

現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、下記に示す措置を実施する。

① 主要運転データにより原子炉施設、核燃料物質使用施設及び廃棄物管理施設の運転状態を把握し、放射性物質の漏えい、放出等あるいはその可能性の有無を評価する。

② 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の

拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。

- ③ 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えい、放出等の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。
- ④ 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- ⑤ その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- ⑥ 環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

(10) 資機材の調達及び輸送

現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、大洗研究所において十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

(11) 応援の要請

現地対策本部長は、大洗研究所において応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。

(12) 機構対策本部の支援

機構対策本部長は、大洗研究所に必要な資機材の確保、応急復旧要員の派遣等を行う。

3. 事業所外運搬における応急措置

核燃料物質等の事業所外運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）が、原子力災害が発生又はそのおそれがある場合は、直ちに適切な方法により原子力防災管理者に事故の発生及び状況を通報する。

また、現地対策本部長は、運搬従事者に対し前項に準じて立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、放射線モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の措置を実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

4. 応急措置の実施報告

現地対策本部長は、実施した本節第2項及び第3項の応急措置の概要について、速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、鉢田市長、原子力緊急時支援・研修センター及び別図-2(2)に示すその他の市町村長に報告する。報告は様式9-1（事業所外運搬は様式9-2）により、同報ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。この報告は、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して行う。

なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先のほか、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に報告する。

5. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、ERC、OFC並びに茨城県、大洗町、鉢田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため、事象区分に応じて別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な

措置を講ずる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、おおむね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要に応じて、大洗研究所内に周知する。

- (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明
- (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加
- (3) 広報、住民相談窓口への協力
- (4) スクリーニングを主体とした初期被ばく医療への協力

第3節 緊急事態応急対策

1. 緊急事態該当時の対応

- (1) 現地対策本部長は、周辺環境の放射線の状況又は原子炉施設、核燃料物質使用施設等及び廃棄物管理施設の状態が別表－19に定められた基準に至った場合は、様式8－1（事業所外運搬は様式8－2）を用いて直ちに別図－2(2)及び(3)に定められた箇所に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともにその旨を電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。

なお、発生した特定事象が電離放射線障害防止規則（第7条の2第2項各号）に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

- (2) 現地対策本部長は、この連絡を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときは、緊急時体制を宣言する。

- (3) 現地対策本部長は、機構対策本部長に緊急時体制を宣言した旨を報告する。

2. 内閣府対策本部等への報告方法

現地対策本部長は、原子力緊急事態宣言後、内閣府対策本部及び原子力災害現地対策本部並びに原子力災害合同対策協議会との連絡を密にするため、別図－2(2)に定める連絡経路により報告及び情報伝達を行う。

3. 応急措置の継続実施

現地対策本部長は、第3章第2節「応急措置」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

現地対策本部長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

5. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、E R C、O F C並びに茨城県、大洗町、鉾田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表－15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等の指

示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画及び得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長と密に連絡を取り報告するとともに、原子力災害の状況によりスクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力等の必要な業務を行う。

なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究所内に周知する。

また、現地対策本部長は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。

第4章 原子力災害事後対策

現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 緊急事態応急対策等の報告

現地対策本部長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害事後対策の実施の方針を原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉢田市長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。

第2節 復旧対策

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施

現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態收拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況を原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、鉢田市長及び関係周辺市町村長に報告する。

- (1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施
- (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 被災者の相談窓口の設置

機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

3. 現地対策本部の解散

現地対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき現地対策本部を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

5. 原子力防災要員等の派遣

原子力防災管理者は、E R C、O F C、茨城県、大洗町、鉢田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表-15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。また、原子力防災管理者は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、

機構対策本部長に要請する。

(1) 広報活動に関する事項

- ① 大洗研究所とOFCとの情報交換
- ② 報道機関への情報提供
- ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む。）
- ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。

また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究所内に周知する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、安核本部安全管理部長からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、次に掲げる事項について別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力をを行う。

- (1) 緊急時モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む。）
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 避難者（要配慮者を含む。）の搬送・誘導等への協力

また、以下の協定及び覚書に基づき、必要な協力をを行う。

- (1) 東海村・大洗町・鉢田市に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。
- (2) 大洗町と大洗地区各原子力事業者で締結している「原子力災害時の広報活動の技術的支援等及び大洗地区原子力事業所敷地内の消防活動に関する覚書」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、大洗町長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。
- (3) 日本核燃料開発株式会社、国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターと締結している「非常時の連携に関する協定書」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力災害の発生した原子力事業者からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。

参考資料

当防災業務計画において大洗研究所が包含する規制法に基づく許可事業所

事業所の名称	大洗研究所（北地区）	
事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地 核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日 核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日	

事業所の名称	大洗研究所（南地区）	
事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番 核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日 核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日	

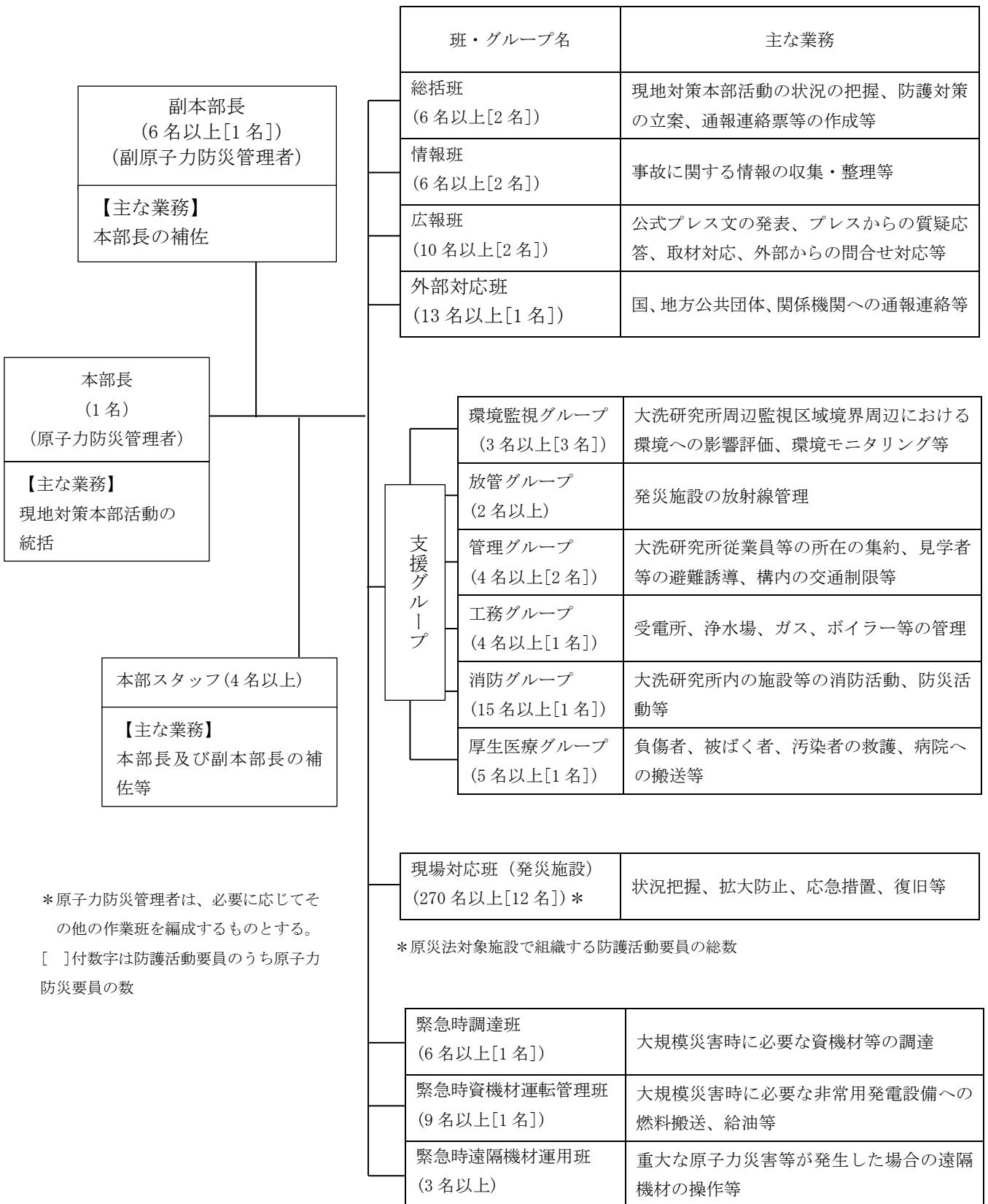
事業所の名称	大洗研究所	
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	
許可年月日	廃棄物管理事業許可	平成 4 年 3 月 30 日

原子力事業者防災業務計画改訂の履歴

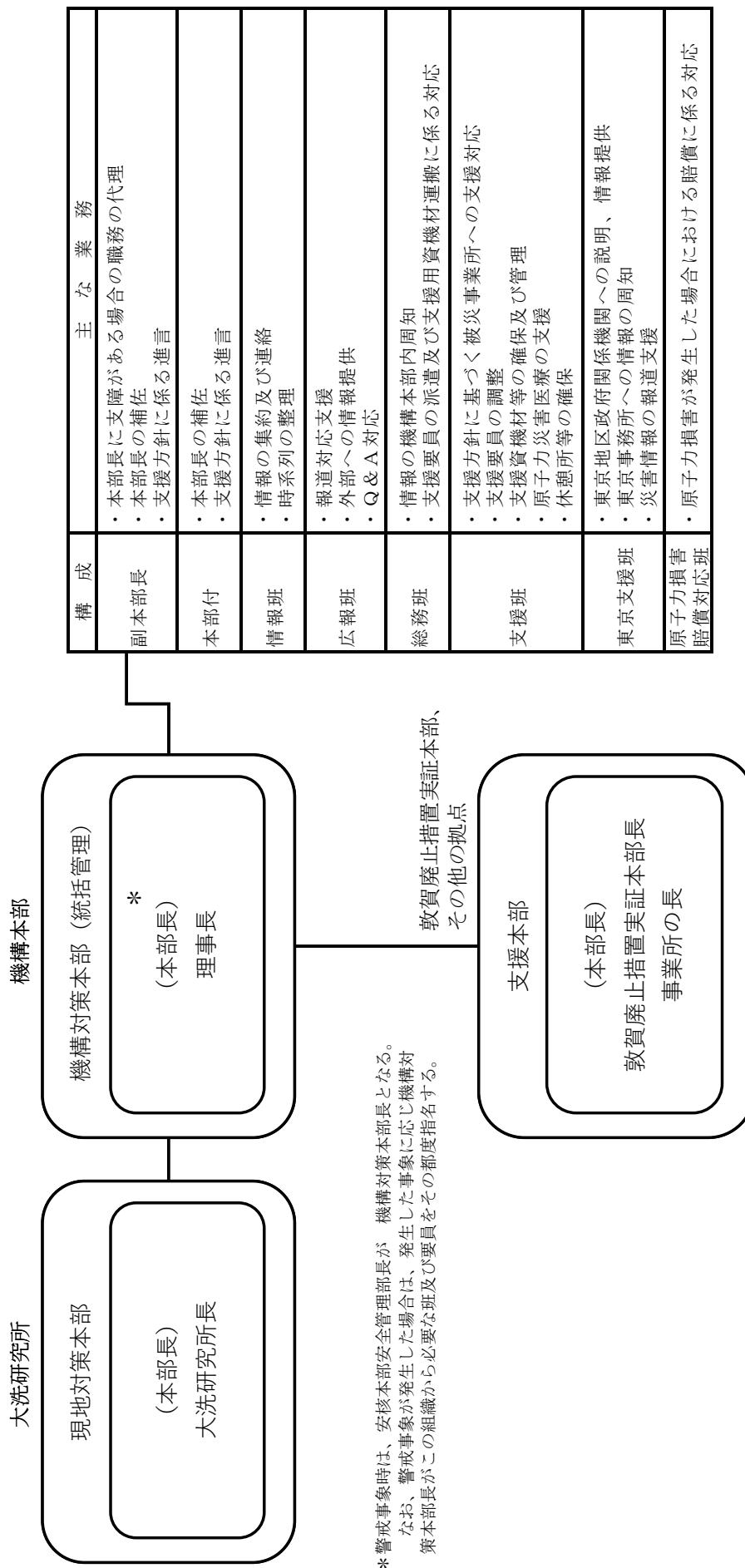
改訂 No	大洗研究開発センター (南地区)	大洗研究開発センター (北地区)	大洗研究所 *
制定	平成 12 年 7 月 18 日	平成 12 年 12 月 13 日	
改訂	平成 13 年 8 月 1 日	平成 13 年 8 月 28 日	
改訂	平成 14 年 8 月 15 日	平成 14 年 7 月 18 日	
改訂	平成 15 年 8 月 1 日	平成 15 年 8 月 27 日	
改訂	平成 16 年 8 月 2 日	平成 16 年 9 月 3 日	
改訂	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年 10 月 1 日	
改訂	平成 18 年 10 月 5 日	平成 18 年 10 月 5 日	
改訂	平成 19 年 12 月 26 日	平成 19 年 12 月 26 日	
改訂			平成 21 年 3 月 3 日
改訂			平成 21 年 10 月 23 日
改訂			平成 22 年 8 月 31 日
改訂			平成 23 年 10 月 6 日
改訂			平成 25 年 3 月 18 日
改訂			平成 25 年 12 月 20 日
改訂			平成 27 年 3 月 26 日
改訂			平成 28 年 3 月 18 日
改訂			平成 29 年 3 月 24 日
改訂			平成 30 年 1 月 22 日
改訂			平成 31 年 3 月 25 日
改訂			令和 2 年 8 月 21 日
改訂			令和 3 年 3 月 24 日
改訂			令和 4 年 4 月 1 日
改訂			令和 4 年 7 月 8 日
改訂			令和 5 年 5 月 10 日

* 平成 21 年 3 月 3 日付け改訂で、「大洗研究開発センター（南地区）」、「大洗研究開発センター（北地区）」の原子力事業者防災業務計画を統一、平成 30 年 4 月 1 日付け事業所の名称を「大洗研究所」に変更

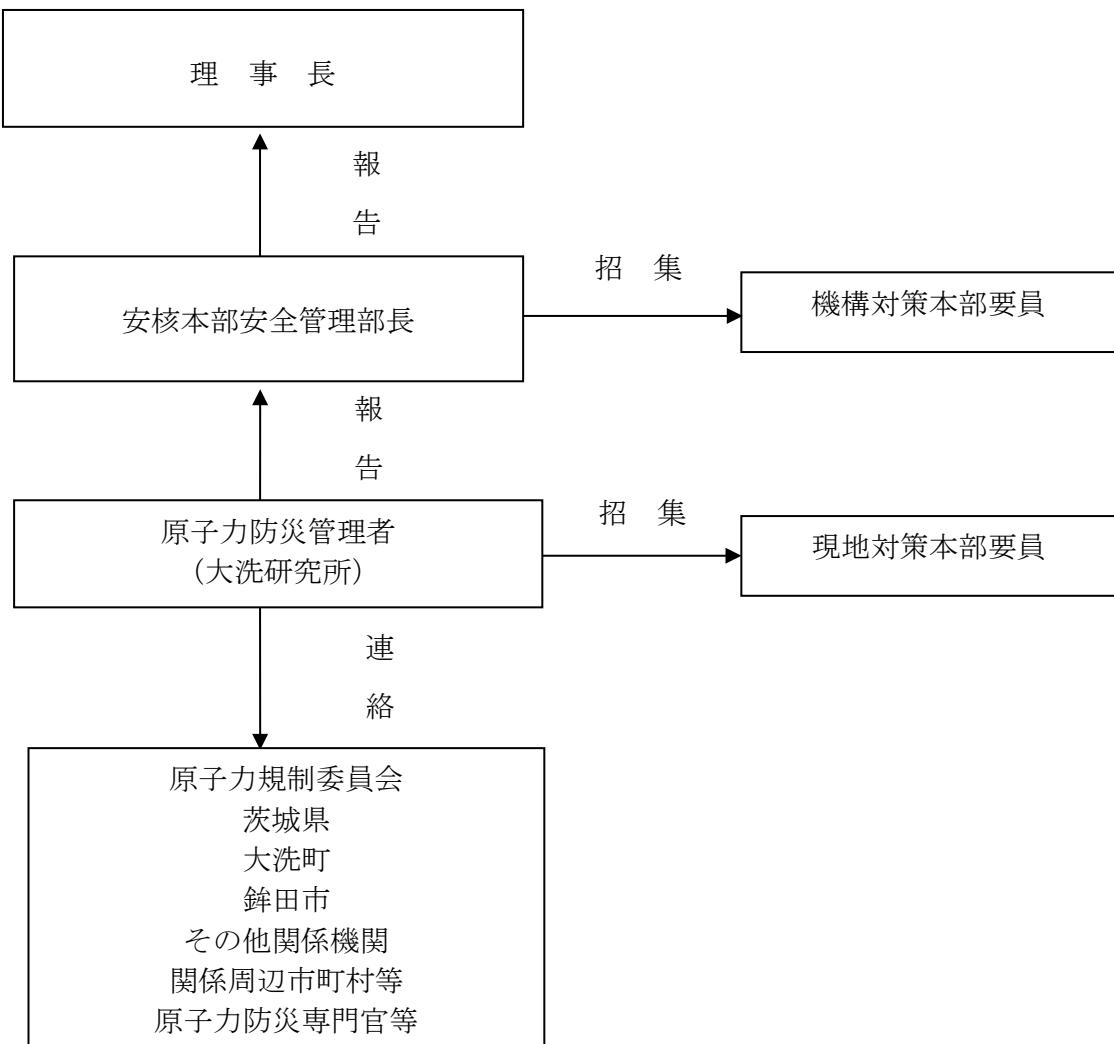
別図、別表、様式



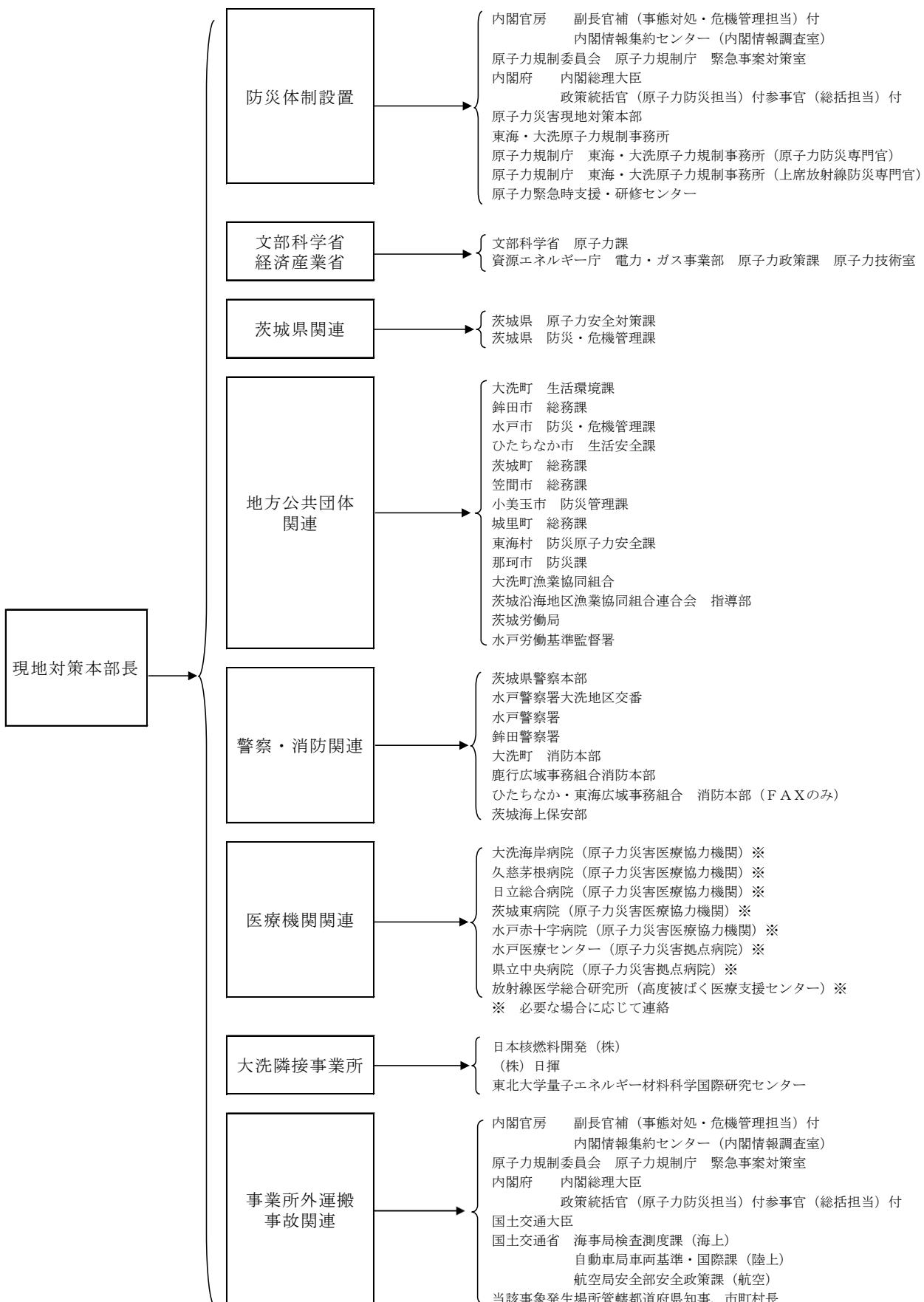
別図－1(1) 大洗研究所原子力防災組織（現地対策本部の体制）



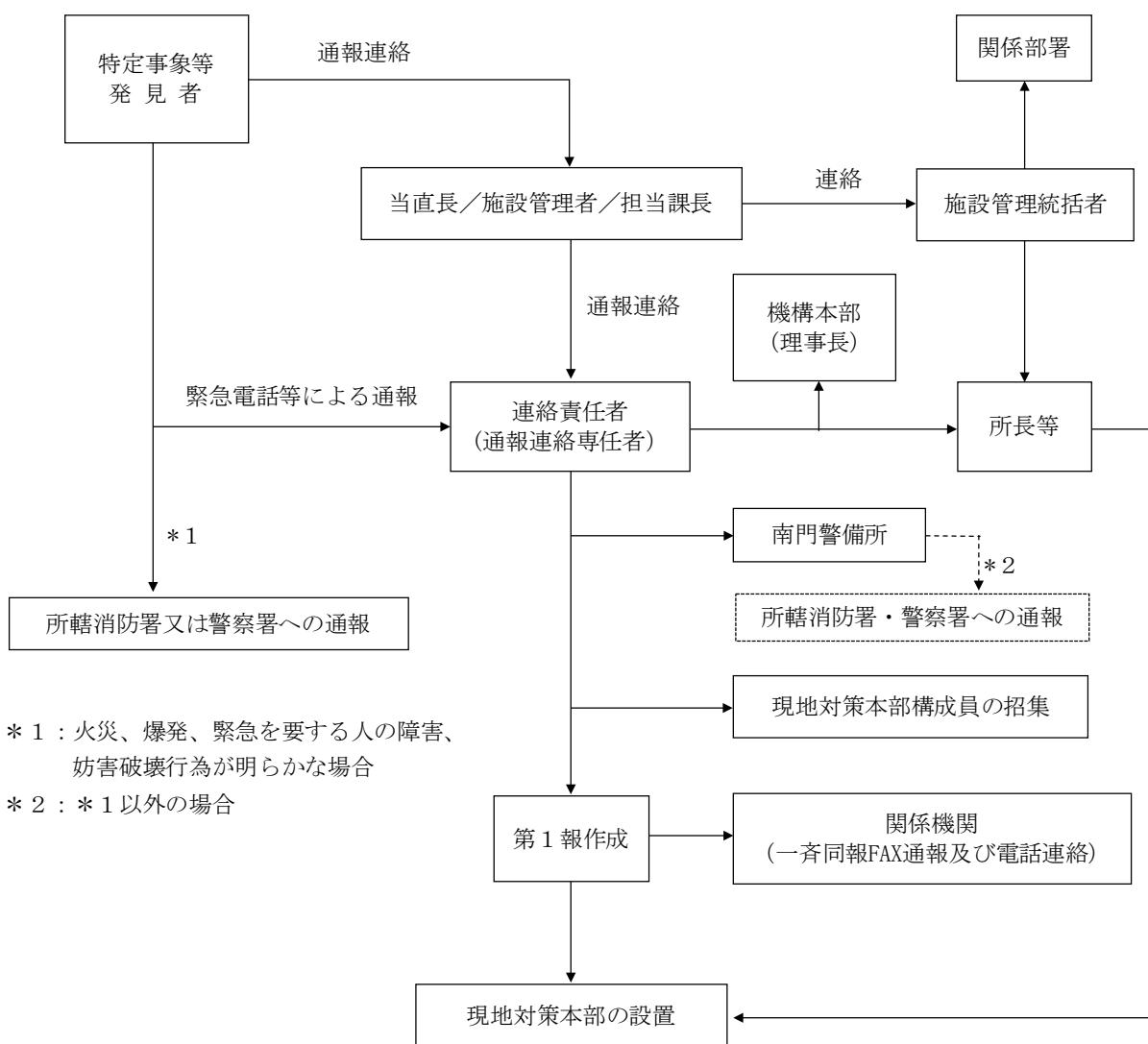
別図－1(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織



別図－2(1) 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路



別図-2(2) 大洗研究所外通報連絡系統



別図－2(3)

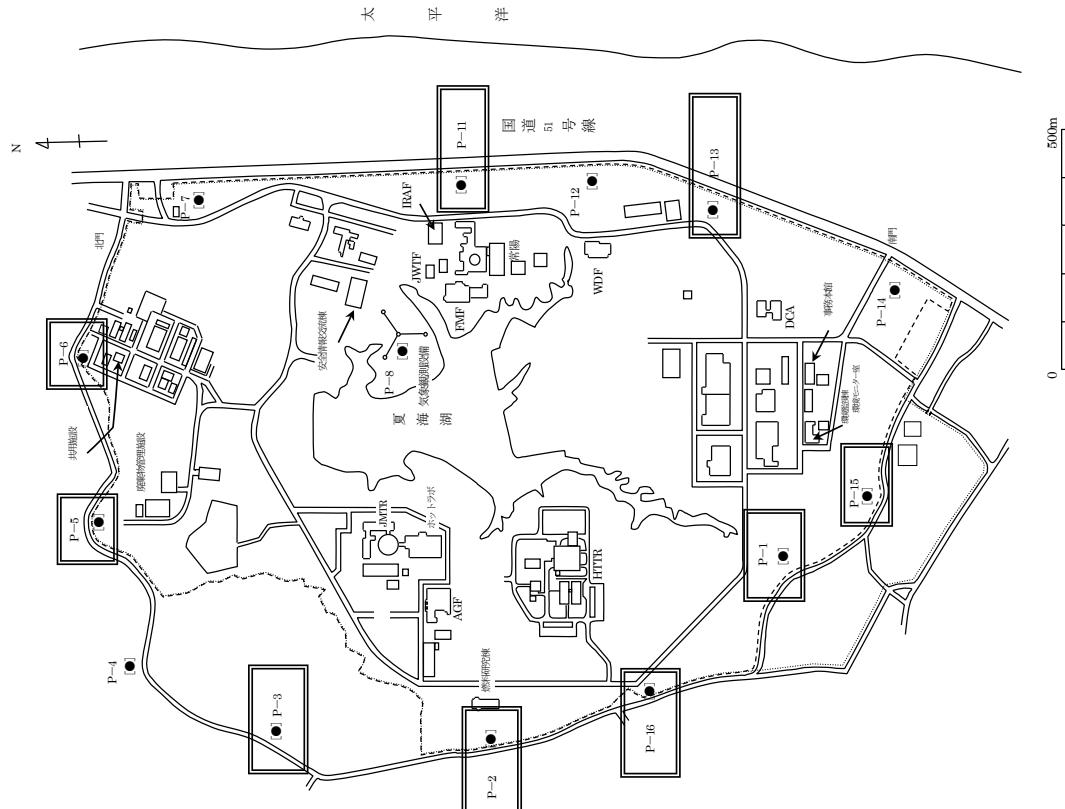
大洗研究所内通報連絡系統

放射線測定設備の種類

名 称		測定対象	測定器種類、測定レンジ
P-1*		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-2*		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-3*		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-5*		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-6*		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-11*		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-12		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-13		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-14		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-15		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$
P-16		空間線量率	N a I (低線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 (高線量率用)、 $10 \text{ nGy/h} \sim 100 \text{ mGy/h}$

*原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備

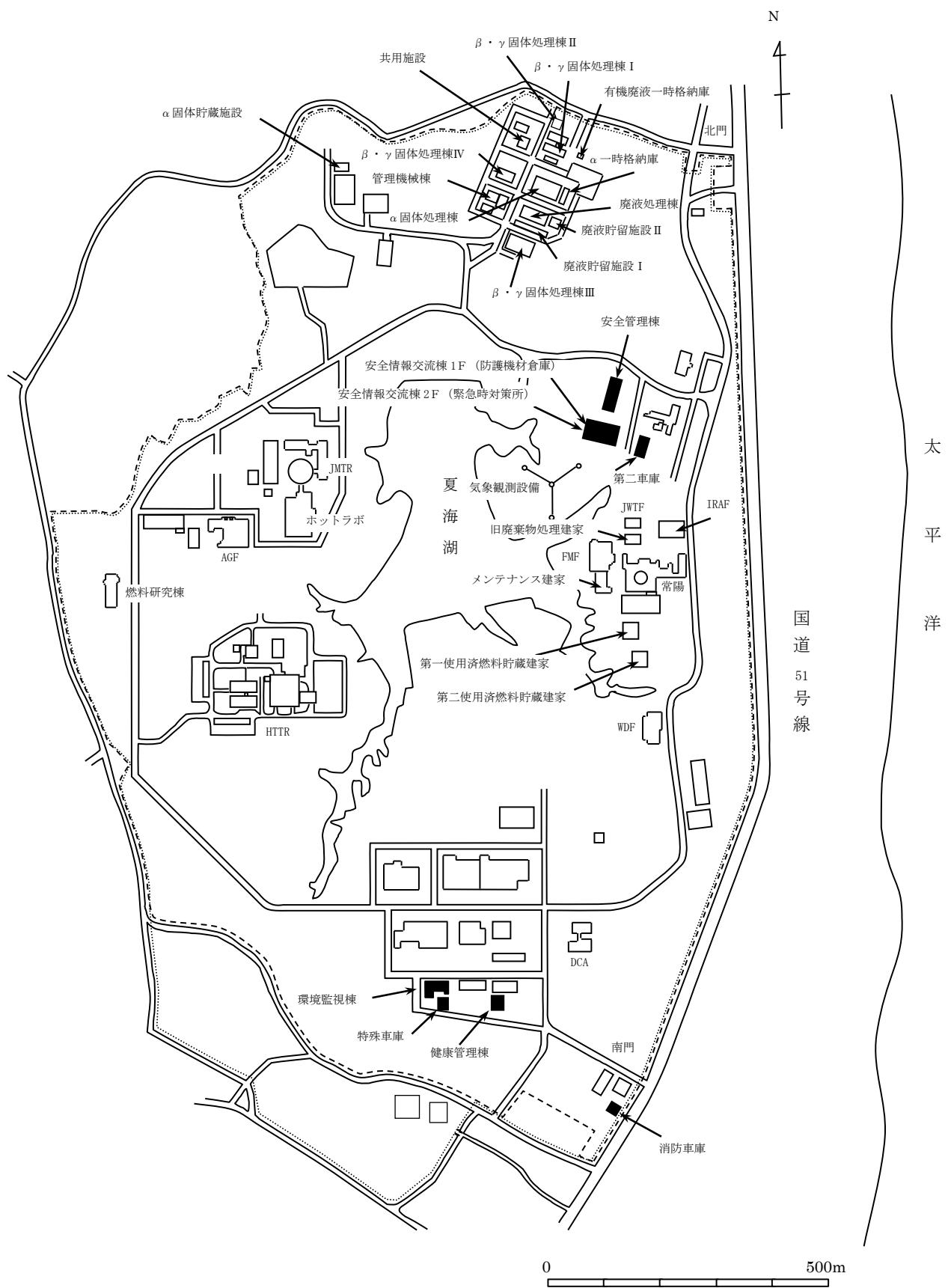
名 称	数 量
風向風速計(但)	約10m 1式
風向風速計(但)	約40m 1式
風向風速計(但)	約80m 1式



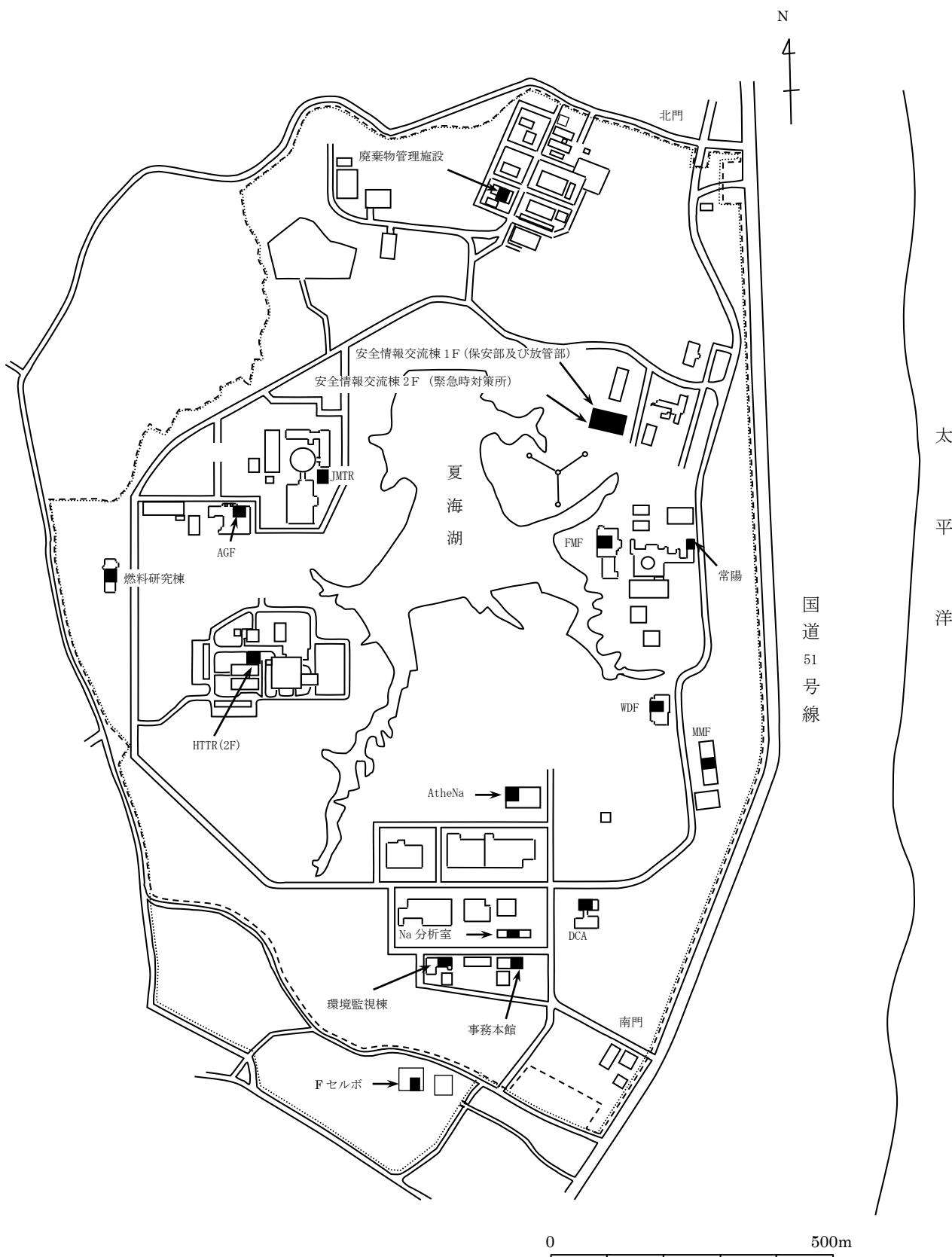
----- : 開邊規制区域境界

● : 事業所敷地境界
■ : モニタリングボスト (P1~P8, P11~P16)
□ : 原災法に基づく放射線測定設備

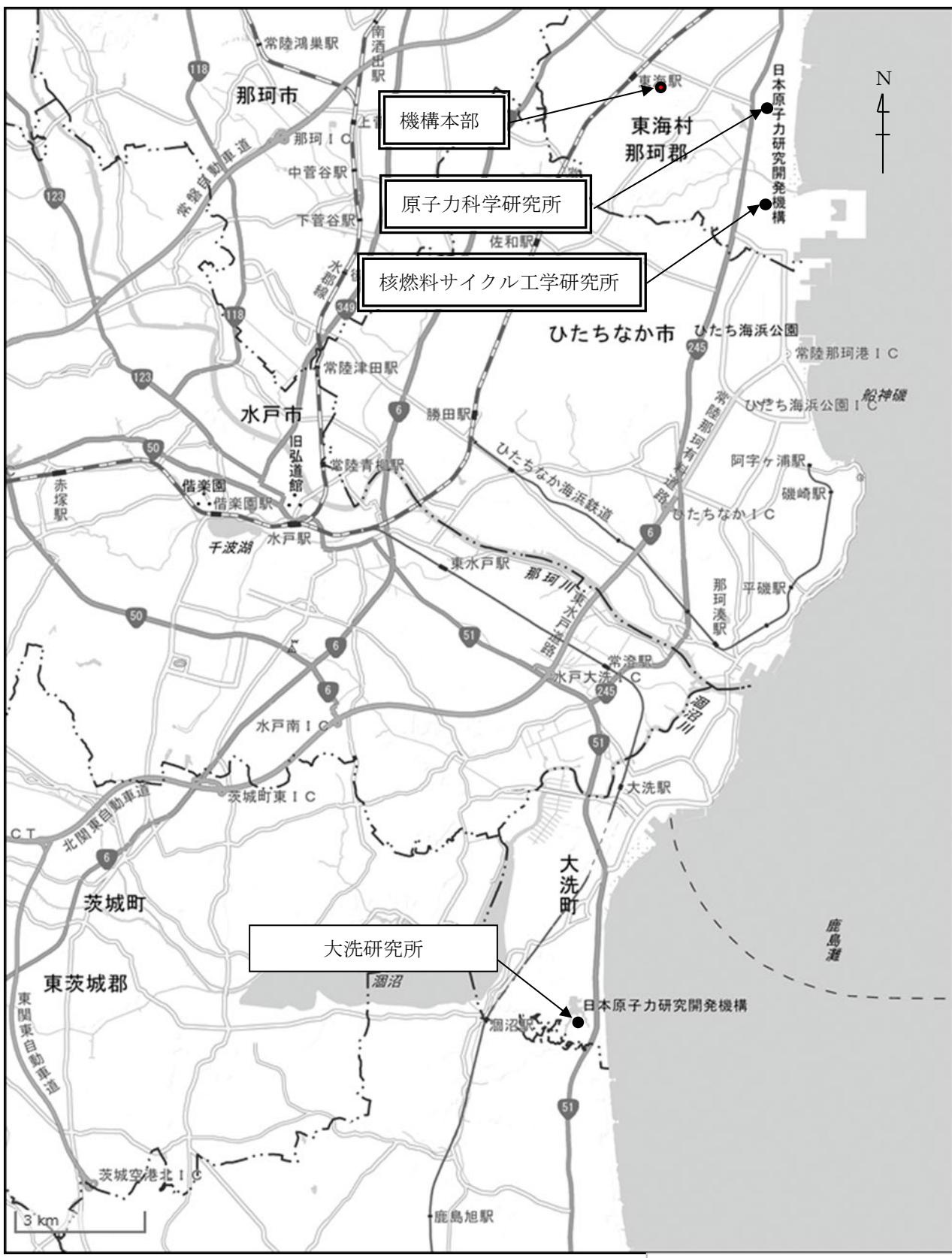
別図-3 大洗研究所敷地周辺の放射線測定設備



別図－4 原子力防災資機材の保管場所



別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮所



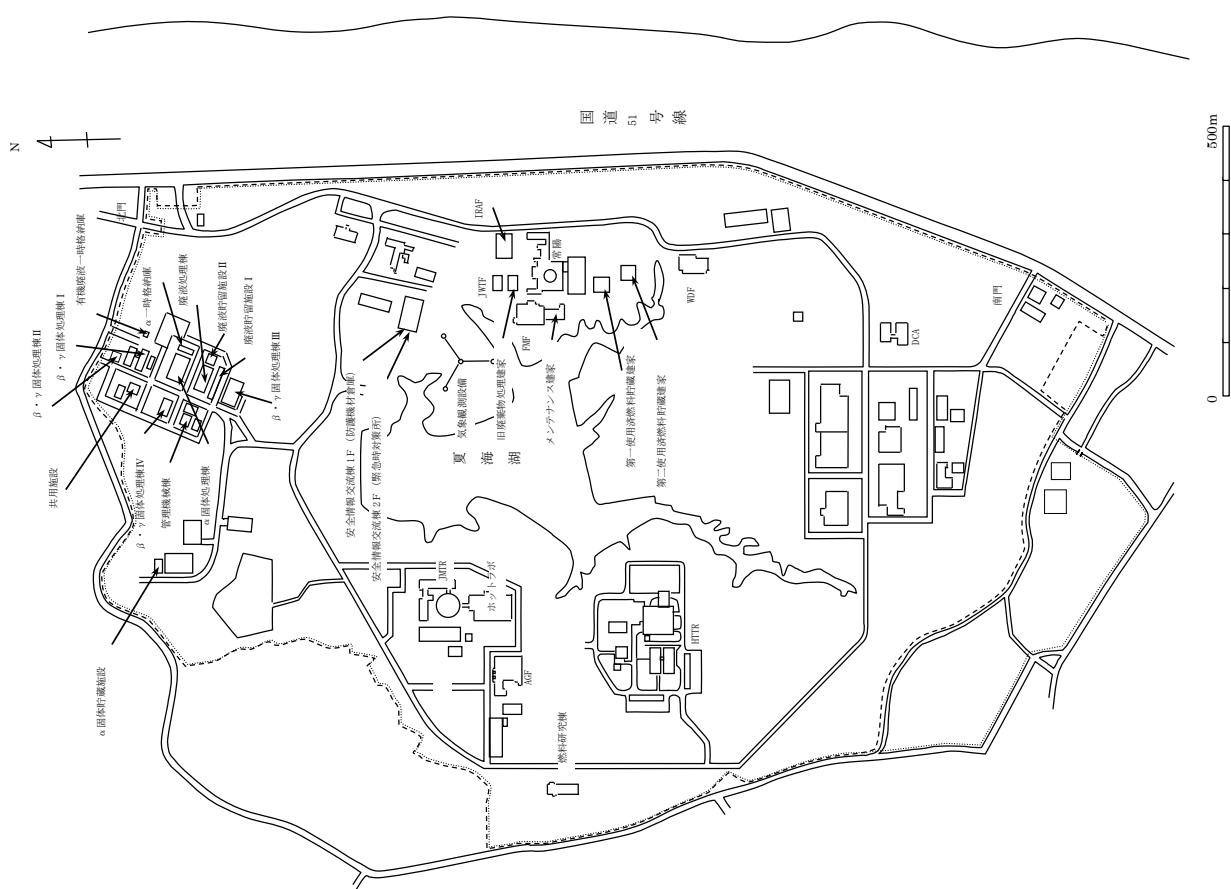
凡例： [] は原子力事業所災害対策支援拠点を示す。

出典：地理院地図（電子国土WEB）

別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置

別表-1 原災法に係る対象施設

許認可区分	対象施設
「常陽」	<ul style="list-style-type: none"> ・旧廃棄物処理建家 ・メンテナンススケル ・第一使用済燃料貯蔵建家 ・第二使用済燃料貯蔵建家
原子炉施設 J MTR H T R 共用施設 D C A	
ホットラボ 燃料研究棟 照射燃料集合体試験施設 (A G F) 照射燃料前処理施設 (W D F) 固体廃棄物組立検査施設 (I R A F) 廃棄物処理建家 (J W T F)	
廃液処理棟 β・γ 固体処理棟 I β・γ 固体処理棟 II 有機廃液一時格納庫 β・γ 固体処理棟 III β・γ 固体処理棟 IV 管理機械棟 固体処理棟 β・γ 固体処理棟 I F (防爆機材倉庫) 安全機能交換棟 2F (緊急防護室) 夏 海 湖 メンテナンス施設 第一使用済燃料貯蔵建家 第二使用済燃料貯蔵建家 燃料研究棟 国 道 51 号 線 太 平 洋 南門 北門 D C A	



別表一2 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	班	要員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	現地対策本部	情報班 外部対応班 総括班	情報班員 外部対応班員 総括班員
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	O F C	副原子力防災管理者 総括班 現場対応班	副原子力防災管理者 総括班員 現場対応班員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	現地対策本部 O F C	広報班	広報班員 広報班員
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	現地対策本部 事業所内	環境監視グループ 情報班	環境監視グループ員 環境監視グループ員 環境監視グループ員 情報班員
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	現地対策本部 事業所内	現場対応班	現場対応班員 現場対応班員 現場対応班員 現場対応班員
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	現地対策本部 事業所内	現場対応班 工務グループ 消防グループ	現場対応班員 現場対応班員 工務グループ員 消防グループ員
放射性物質による汚染の除去	現地対策本部 事業所内	現場対応班	現場対応班員 現場対応班員 現場対応班員 現場対応班員
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	現地対策本部 事業所内	現場対応班 厚生医療グループ	現場対応班員 厚生医療グループ員
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	現地対策本部 事業所内	緊急時調達班 緊急時資機材運転管理班	緊急時調達班員 緊急時資機材運転管理班員
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	事業所内	管理グループ	管理グループ員 管理グループ員

別表－3 原子力防災管理者の代行順位

原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。

代行順位 ^{*1}	副原子力防災管理者
1	副所長（第1代理者） ^{*2}
2	副所長（第2代理者） ^{*2}
3	副所長（第3代理者） ^{*2}
4	高速炉サイクル研究開発センター長
5	高温ガス炉研究開発センター長
6	環境技術開発センター長
7	保安管理部長
8	高速実験炉部長
9	燃料材料開発部長
10	高温工学試験研究炉部長
11	材料試験炉部長
12	環境保全部長
13	放射線管理部長
14	管理部長
15	高速炉解析評価技術開発部長
16	高速炉基盤技術開発部長
17	水素・熱利用研究開発室長

*1 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

*2 大洗研究所が別に定める「総括管理者の代理」の順位をいう。

別表－4 放射線測定設備

名 称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ	点検頻度	点検内容
P－1*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－2*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－3*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－5*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－6*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－11*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－13*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－15*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－16*	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査

*原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備

別表－5 原子力防災資機材

1. 原災法に基づく防災資機材(第11条第3項関係)

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称		数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服		30組	1回／年	外観、員数	防護機材倉庫
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク		5個	1回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
	フィルター付防護マスク		30個	1回／年	外観、員数	防護機材倉庫
非常用通信機器	緊急時電話回線		2回線	1回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
	ファクシミリ		1台	1回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
	携帯電話等		7台	1回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器	排気筒モニタリング設備 (別表-5(1)参照)	31台	1回／年	外観、機能、員数	各施設
		その他の固定式測定器	—	—	—	—
	ガンマ線測定用サーベイメータ		4台	1回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
	中性子線測定用サーベイメータ		2台	1回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
	空間放射線積算線量計		4個	1回／年	外観、機能、員数	環境監視棟
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		2台	1回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4台	1回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
		測定器	1台	1回／年	外観、機能	特殊車庫 (モニタリングカー)
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ ^①	2台	1回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
		測定器 ^①	1台	1回／年	外観、機能	特殊車庫 (モニタリングカー)
	個人用外部被ばく線量測定器		30台	1回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
	その他	エリアモニタリング設備	—	—	—	—
		モニタリングカー	1台	1回／年	外観、機能、員数	特殊車庫
その他資機材	ヨウ素剤 ^②		300錠	1回／年	員数	健康管理棟
	担架		1台	1回／年	外観、機能、員数	消防車庫 (救急車)
	除染用具		1式	1回／年	外観、員数	防護機材倉庫
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1台	1回／年	外観、機能、員数	消防車庫
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1式	1回／年	外観、機能、員数	構内

*1 ダストと共に

*2 本文中の語句(安定ヨウ素剤)と記載の相異がある(省令第5条に定める様式で標記)。

2. その他の原子力防災資機材

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
計測器等	表面汚染密度測定用サーベイメータ(α)	5台	1回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
	表面汚染密度測定用サーベイメータ(β)	5台	1回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台	1回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
	個人用外部被ばく線量測定器(中性子)	5台	1回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
非常用電源	簡易型発電機	3台	1回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
統合原子力防災ネットワーク通信機器	テレビ会議システム	1台	1回／月*	外観、機能、員数	緊急時対策所
	ファクシミリ(衛星、地上)	各1台	1回／月	外観、機能、員数	緊急時対策所
	I P電話(衛星、地上)	各1台	1回／月	外観、機能、員数	緊急時対策所
その他	ミニホイールローダ	1台	1回／年	外観、機能、員数	第二車庫
	タンクローリー	1台	1回／年	外観、機能、員数	第二車庫
	非常用食料	現地対策本部員1名につき7日分	1回／年	員数	防護機材倉庫

* 定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

別表一5(1) 排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器

許認可区分	原災法対象施設	排気筒数	モニタ数	届出数	届出モニタの種類
原子炉施設	JMTR				
	・主排気筒	1	4	1	排気ガスモニタ
	・居室実験室排気口	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	HTTR				
	・主排気筒	1	6	1	事故時用排気ガスモニタ
	共用施設	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	高速実験炉「常陽」				
	・主排気筒	1	6	1	排気ガスモニタ
	・旧廃棄物処理建家	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	・メンテナンス建家	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
核燃料物質使用施設	・第一使用済燃料貯蔵建家	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	・第二使用済燃料貯蔵建家	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	重水臨界実験装置（DCA）				
	・排気口(A)	1	3	1	排気ダストモニタ（α）
	・排気口(B)	1	1	1	排気ダストモニタ（α）
	ホットラボ	1	4	1	排気ダストモニタ（β）
	燃料研究棟	1	1	1	排気ダストモニタ（α）
	照射燃料試験施設(AGF)	2	8	2	排気ダストモニタ（α）
	照射燃料集合体試験施設(FMF)	1	4	1	排気ダストモニタ（α）
	固体廃棄物前処理施設(WDF)	1	4	1	排気ダストモニタ（α）
廃棄物管理施設	照射装置組立検査施設(IRA)	1	2	1	排気ダストモニタ（α）
	廃棄物処理建家(JWTF)	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	廃液処理棟	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	β・γ 固体処理棟 I	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	β・γ 固体処理棟 II	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	β・γ 固体処理棟 III	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	β・γ 固体処理棟 IV	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	α 固体処理棟	1	2	1	排気ダストモニタ（α）
	廃液貯留施設 I	1	1	1	排気ダストモニタ（β）
	廃液貯留施設 II	1	1	1	排気ダストモニタ（β）

別表－6 機構対策本部の原子力防災関連資機材

分類	名 称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
非常用通信機器	電話回線	6回線	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	機構内電話	4回線	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	ファクシミリ	2台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	衛星携帯電話	1台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器 (衛星系/地上系)	テレビ会議システム	1台	1回／年*	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	ファクシミリ(衛星、地上)	各1台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	I P電話(衛星、地上)	各1台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
その他資機材	非常用食料(7日分)	660食	1回／年	員数	機構本部安全管理棟1階
	非常用ディーゼル発電機	1台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部安全管理棟1階
	燃料(重油)	16,800ℓ以上	1回／年	数量	地下タンク

* 定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

別表－7 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

1. 原子力科学研究所

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服(タイベック等)	10組	1回／年	外観、員数	原子力科学研究所内
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
	フィルター付防護マスク	10個	1回／年	外観、員数	原子力科学研究所内
放射線計測器	表面汚染密度測定用サーベイメータ(α)	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
	表面汚染密度測定用サーベイメータ(β)	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
	ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
非常用通信機器	携帯電話	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
その他	非常用食料	—*	—	—	—

* 派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

2. 核燃料サイクル工学研究所

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服(タイベック等)	10組	1回／年	外観、員数	核燃料サイクル工学研究所内
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	1台	1回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル工学研究所内
	フィルター付防護マスク	10個	1回／年	外観、員数	核燃料サイクル工学研究所内
放射線計測器	表面汚染密度測定用サーベイメータ(α)	1台	1回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル工学研究所内
	表面汚染密度測定用サーベイメータ(β)	1台	1回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル工学研究所内
	ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	1回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル工学研究所内
非常用通信機器	携帯電話	1台	1回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル工学研究所内
その他	非常用食料	—*	—	—	—

* 派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

別表－8 大洗研究所の緊急時応急対策等の活動で使用する施設
現地対策本部（緊急時対策所）：安全情報交流棟2階

項目	仕 様
所 在 地	茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地
広さ	約400m ²
耐震性・耐津波	耐震構造 標高 約38m
非常用電源	非常用発電機
燃 料	備蓄燃料 2,000ℓ以上（約7日分） その他、機構対策本部の支援により他拠点から調達
通信設備	別表－5 参照

別表－9 気象観測設備

名 称	数 量	点検頻度	点検内容
風向風速計（EL 約10m）	1式	1回／年	外観検査、機能検査
風向風速計（EL 約40m）	1式	1回／年	外観検査、機能検査
風向風速計（EL 約80m）	1式	1回／年	外観検査、機能検査

別表－10 機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

機構本部緊急時対策室：原子力施設事態即応センター

項目	仕 様
所 在 地	茨城県東那珂郡東海村大字舟石川765番地1
広 さ	約310m ²
耐震性・耐津波	免震構造 標高 約30m
非常用電源	非常用発電機
燃 料	備蓄燃料 16,800ℓ以上（約7日分） その他、機構対策本部の支援により他拠点から調達
通信設備	別表－6 参照

別表-11 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

1. 原子力科学研究所：安全管理棟

項目	仕 様
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4
大洗研究所からの距離	約 2 2 km
広さ、標高	約 4 6 0 m ² 、標高 約 2 5 m
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 3 階建
その他	非常用発電機

2. 核燃料サイクル工学研究所：防災管理棟

項目	仕 様
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
大洗研究所からの距離	約 2 0 km
広さ、標高	約 4 0 0 m ² 、標高 約 7 m
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建
その他	ディーゼル発電機（自家発電設備）

3. 機構本部：駐車場

項目	仕 様
所 在 地	茨城県東那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
大洗研究所からの距離	約 2 3 km
広さ、標高	約 3, 8 0 0 m ² 、標高 約 3 0 m
施設構成、概要	駐車場

資機材については、派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

別表—12 原子力災害対策活動で使用する資料

区分	資料名	OFC	OFC (事業者 ベース)	ERC (事業者 ベース)	現地対 策本部	機構対 策本部	原子力事 業所災害 対策支援 拠点*3
1. 組織 及び体 制に關 する資 料	原子力事業者防災業務計画*1,*2	○	○	○	○	○	○
	原子炉施設保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	—
	核燃料物質使用施設等保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	—
	廃棄物管理施設保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	—
	連絡体制表及び現地対策本部構成要員リスト	—	○	—	○	—	—
2. 社会 環境に 関する 資料	大洗研究所周辺地図	—	○	—	○	○	○
	大洗研究所周辺人口関連資料	—	○	—	○	○	○
3. 放射 能推定 に関する 資料	施設配置図*1,*2	○	○	○	○	○	○
	気象観測関連資料*2	—	○	—	○	○	○
	周辺環境モニタリング関連資料*2	—	○	—	○	○	○
	原子炉施設設置変更許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	—
	核燃料物質使用変更許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	—
	廃棄物管理事業変更許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	—
	プラント系統図*2	—	○	○	○	○	—
	原子炉安全保護系ロジック一覧表*2	—	○	○	○	○	—
	プラントの放射線計測配置図*2	—	○	○	○	○	—
	プラント主要設備の概要*2	—	○	○	○	○	—
4. 事業 所外運 搬に關 する資 料	災害対策資料	—	—	○	○	○	—
	全国道路地図	—	—	—	○	—	—

* 1 原災法第12条第4項に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設に備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

* 2 茨城県、大洗町及び鉾田市の災害対策本部に備え付けるために提出する資料

* 3 原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所

別表－13(1) 大洗研究所における原子力防災教育の内容

教育項目	対象者	頻度	主な内容
原子力事業者防災業務計画に関する知識	原子力防災要員等	新たに指名された場合、及び1回／年	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法及び関係法令の概要 ・原子力防災体制及び組織に関する知識 ・原子力防災組織の各班の業務 ・特定事象通報の基準及び第15条に係る発令、解除の基準等
地域防災計画に関する知識	原子力防災要員等	新たに指名された場合、及び1回／年	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県、大洗町及び鉾田市に係る原子力災害対策計画の概要 ・県、市町村等の災害防災体制及び連携に係る知識
放射線防護に関する知識	原子力防災要員等*	新たに指名された場合、及び1回／年	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護の措置 ・応急手当の知識
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	原子力防災要員等*	新たに指名された場合及び機器の設備に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・測定機器の用途と目的、測定方法 ・測定器の取り扱い

*保安規定等に基づく教育訓練を実施している場合は省略することができる。

別表－13(2) 機構本部における原子力防災教育の内容

教育項目	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、支援班、東京支援班のうち指名された者	新たに指名された場合、及び1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法、関連法令等の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・機構対策本部の組織構成、拡販の職務 ・事故・故障及び災害の事例とその対応
放射線防護に関する知識			<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に関する基礎知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響と防護

別表－14 原子力防災訓練の内容

訓練項目	訓練内容	対象者	頻度
総合訓練 ^{*1}	機構本部との合同による訓練とし、機構内における情報連絡、技術的検討、機構対策本部及び現地対策本部との活動等が円滑に行われることを確認する。	原子力防災要員等	1回／年
個別訓練 ^{*2}	通報訓練	連絡責任者を中心とした関係機関への通報訓練及び招集訓練	原子力防災要員等
	避難訓練	防護活動に従事しない者、来訪者等の避難誘導訓練	防護活動要員以外の者
	緊急時環境モニタリング訓練	事業所内及び敷地境界付近についてモニタリングカーによる放射線サーベイ、放射性物質の濃度測定訓練	環境監視グループ
	救護訓練	負傷者等のサーベイ及び応急処置、除染、搬送訓練	厚生病療グループ及び現場対応班

* 1 国、茨城県主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることができる。

* 2 総合訓練の中に、上記の個別訓練のほか、消火及び広報を適宜組み合わせて行うこととするが、個別訓練で実施すれば総合訓練に含めなくともよいこととする。

別表－15(1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数 ^{*2}	貸与する主な資機材等 ^{*3}	数量	実施する主な業務
1. E R C ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. O F C ^{*1} (プラントチーム)	3名 [2名] (2名)	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県 ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 所在市町村 ・大洗町	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・鉾田市	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・水戸市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・茨城町	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班 ^{*4} 及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、現地事故対策連絡会議への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。また、[] 内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

*4 警戒事象の発生時において、関係機関からの要請に応じて派遣する。

別表－15(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数 ^{*2}	貸与する主な資機材等 ^{*3}	数量	実施する主な業務
1. E R C ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. O F C ^{*1} (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	4名 [2名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県 ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 所在市町村 ・大洗町	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・鉾田市	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・水戸市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・茨城町	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班 ^{*4} 及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低 1 名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。また、[] 内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表-15(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数 ^{*2}	貸与する主な資機材等 ^{*3}	数量	実施する主な業務
1. ERC ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. OFC ^{*1} (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	4名 [2名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県 ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 所在市町村 ・大洗町	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・鉾田市	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・水戸市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・茨城町	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。また、[] 内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表-16 原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
名 称	檜葉遠隔技術開発センター
所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22
施設概要	檜葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等
要員数	7名以上（組織長、支援組織要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、その他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 <p>機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 檜葉遠隔技術開発センター内、その他の訓練場所 ・頻度： 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主な内容： 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制 (24時間365日オペレーター体制)	<pre> graph LR A[発災事業所※] -- "10条通報・支援要請" --> B[機構対策本部] B -- "支援指示" --> C["(平日日中) 支援組織長 (夜間休祝日) 連絡当番者"] C -- "出動指示" --> D[支援組織要員] C -- "状況報告" --> B B -- "状況報告" --> C </pre> <p>※発災事業所：特定事象が発生した事業所</p>
発災事業所への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構対策本部からの支援指示後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、原子力事業所災害対策支援拠点等まで資機材を搬送し、発災事業所の要員に引き渡す。 ・ 支援組織から事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプター等による原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・ 以上の活動については、機構対策本部の指揮命令の下に実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	2台	試験棟の一部及び 付属建屋の一部、 車庫の一部、倉庫 の一部
	作業用ロボット（障害物撤去等）	2台	
	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2台	
現地活動 用資機材	作業用資機材	1式	試験棟の一部及び 付属建屋の一部、 車庫の一部、倉庫 の一部
	一般資機材	1式	
搬送用車両	資機材等搬送用車両	2台	

別表－17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

E A L 区 分	E A L 番号	施 設 区 分	E A L事象	説明
	AL52		<所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉施設（「常陽」及びHTTR）で何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかに該当する状態のことをいう。 ①原子炉施設から緊急時対策所へ通信する手段がどれか一つの手段のみとなる場合 ②緊急時対策所から所外へ通信する手段がどれか一つの手段のみとなる場合 ・「原子炉施設で何らかの異常が発生した場合」とは、原子力防災管理者が異常と判断した場合をいう。 ・「どれか一つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか一つの手段のみとなった場合をいう。
その他脅威	—	共通	①<地震発生（震度6弱以上）> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②<大津波警報発表時> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ③<オンサイト統括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。 ④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	①茨城県大洗町又は鉾田市において震度6弱以上の地震が発生した場合をいう。 ②茨城県沿岸に大津波警報が発表された場合をいう。 (大洗研究所 標高約35m～40m) ③同左 ④同左 上記①から④の事象については、原子力事業者からの連絡は不要とする。

冷やす	AL-JY25	<p><電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>原子炉の運転中に非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなり、その状態が15分以上継続すること又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>原子炉の運転中において、外部電源が喪失し、2系統（C系、D系）ある非常用ディーゼル発電機による電源のうち、1系統を残して15分以上機能を喪失した場合又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合とは、以下のいずれか一つに該当した場合</p> <p>①1AM/C、1BM/Cの全ての電圧がゼロとなり、かつ、1CM/C又は1DM/Cの電圧ゼロが15分以上継続した場合</p> <p>②1AM/C、1BM/Cの全ての電圧ゼロが3時間以上継続した場合</p> <p>「原子炉の運転中」とは、「原子炉冷却材温度が260°C以上で、炉心に照射された燃料が装荷されている状態」をいう（以下、この表の常陽において同じ。）。</p>
		<p><使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p>	<p>液位が照射済燃料集合体の頂部から上方6メートルまで低下し、2日以内に回復できない場合</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽」とは、原子炉附属建物内水冷却池をいう。また、「液位」とは、水の液位をいう。</p>
閉じ込める	AL-JY42	<p><障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>原子炉の運転中において、以下のいずれか一つの障壁が喪失した場合</p> <p>①燃料被覆管障壁が喪失したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料破損検出系の計数率が保安規定に定める運転上の制限を超過 <p>②原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定に定める炉内ナトリウム液面低低以下及び保安規定に定めるナトリウム漏えい（原子炉冷却材ナトリウム）を確認
			<p><原子炉制御室等に関する異常></p> <p>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>
その他脅威	AL-JY51	<p><火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<p>重要区域（安全上重要な構築物、系統又は機器※（以下「安全機器等」という。）を設置する区域をいう。）において、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統又は機器が1系統のみとなった場合。ただし、原子炉停止後60日以上経過後を除く。</p> <p>「火災」とは、常陽施設内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。</p> <p>「溢水」とは、常陽に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。</p>
			<p>※設置変更許可申請書において、安全機器等の詳細が許可された場合に改めて選定する。</p>

止める・冷やす	AL-HT10	HTTR	<p><原子炉停止機能の全喪失></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。なお、原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合を含む。</p>	<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒及び後備停止系（バックアップスクラム系）によって原子炉を停止できない場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、プラントパラメータが原子炉スクラム設定値に達した場合をいう。 「制御棒及び後備停止系（バックアップスクラム系）によって原子炉を停止できない場合」とは、以下の①及び②の操作を行ったが、広領域中性子束3Chのうち2Chにおいて40000cps未満であることが確認できない場合をいう。 <p>①原子炉制御室からの手動スクラム、スクラム装置盤での原子炉スクラム遮断器開操作又はスクラム装置盤でのヒューズ引抜き操作による原子炉の非常停止操作</p> <p>②①の操作により非常停止ができない場合に実施する原子炉制御室からの後備停止系による原子炉の非常停止操作</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉を冷却する全ての機能が喪失する」とは、主冷却系、補助冷却設備及び炉容器冷却設備による炉心冷却機能が喪失する場合をいう（以下、この表のHTTRについて同じ。）。 「主冷却系」とは、1次冷却設備、2次ヘリウム冷却設備及び加圧水冷却設備をいう（以下、この表のHTTRについて同じ。）。 「補助冷却設備」とは、補助ヘリウム冷却系及び補助冷却水系から構成される設備をいう（以下、この表のHTTRについて同じ。）。
	AL-HT20		<p><原子炉冷却機能の全喪失></p> <p>原子炉運転中又は崩壊熱除去運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉運転中」とは、制御棒の引抜きを開始した時点から全制御棒の挿入を完了するまでをいう。ただし、制御棒位置校正試験、制御棒動作確認試験、燃料交換等において制御棒を引き抜く場合を除く（以下、この表のHTTRについて同じ。）。
	AL-HT30		<p><原子炉建家内使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は水位を測定できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料貯蔵槽」とは、原子炉建家内使用済燃料貯蔵プールをいう。 「水位を維持できない又は水位を測定できない」とは、使用済燃料の貯蔵中において、貯蔵プールの水位が通常水位-1000mmを計測した場合、又は直接的若しくは間接的な手段により水位若しくは液面の位置を確認できない場合であって、24時間以内に通常水位-1000mmまで復旧できない又は水位の確認ができない場合をいう。
閉じ込める	AL-HT40		<p><燃料による閉じ込め機能の異常かつ原子炉冷却系障壁の喪失></p> <p>燃料による閉じ込め機能が低下した場合において、原子炉冷却系障壁を喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「燃料による閉じ込め機能が低下した場合」とは、原子炉運転中に「1次冷却材放射能高」警報（燃料破損率が0.2%に相当する0.01MBq/cm³以上の場合）が発報した場合をいう。 「原子炉冷却系障壁を喪失」とは、原子炉運転中（原子炉停止直後であって1次系冷却材圧力が2.2MPa以上の場合を含む。）に「C/V圧力高 C/V隔離」警報（34.3kPa）が発報した場合をいう。

その他脅威	AL-HT50	H T T R	<p><原子炉制御室に関する異常又は監視機能喪失></p> <p>原子炉運転中又は崩壊熱除去運転中に原子炉制御室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること、又は一部計器の監視ができないこと。原子炉停止中(崩壊熱除去運転を除く)において、全ての交流電源及び直流電源が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中において、放射線レベルの上昇等により、運転員が原子炉制御室で操作が容易にできなくなった場合、又は常設の設備機器により安全保護系に係る事故時に必要な監視が一部できない場合をいう(代替測定等による監視は、常設の設備機器による監視に含まない。)。 ・「運転員が原子炉制御室で操作が容易にできくなった場合」とは、運転員に保護具(半面マスク等)の装着が必要となった場合をいう。 ・「原子炉制御室」とは、中央制御室のことをいう。 ・「全ての交流電源及び直流電源が喪失すること」とは、原子炉停止中において、全ての交流電源及び直流電源の電圧が 0V 又は使用不可となった場合をいう(可搬型電源を除く。)。 ・「交流電源」とは、商用電源 (271 M/C-1) 及び非常用発電機 2 系統 (272 P/C1A、272 P/C1B) をいう。 ・「直流電源」とは、(274 E/P1A、274 E/P1B) をいう。
	AL-JM21		<p><原子炉冷却材の漏えい></p> <p>原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた措置を実施できること。</p>	<p>原子炉の運転中に一次冷却系配管破損検出系が作動した場合において、運転手引に定められた一次冷却系配管破損検出系が作動した場合の措置のうち一次冷却系統の停止ができない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉運転中」とは、「保安規定に定める「運転開始命令」が出された後から、保安規定に定める「運転停止後の措置」が確認されるまでの間」をいう(以下、この表の JMTR において同じ。)。 <p>*原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。</p>
冷やす	AL-JM25	J M T R	<p><全交流電源喪失></p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。</p>	<p>原子炉運転中に、全ての交流母線からの電気の供給が停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全交流電源喪失が発生しても燃料要素が破損することはないが、時間経過により監視装置のバッテリーが使用不能となり、監視機能が喪失する可能性があるため AL とする。 <p>*原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。</p>
	AL-JM29		<p><停止中の原子炉冷却機能の一部喪失></p> <p>原子炉停止中に当該圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p>	<p>原子炉停止中に、炉心に燃料要素が装荷された状態で、炉心液面が-700mm に達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の停止中」とは、「原子炉の運転中以外の状態」をいう。 <p>*廃止措置段階へ移行し、炉心に燃料要素を装荷できない。このため適用外とする。</p>
	AL-JM30		<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ></p> <p>使用済燃料貯蔵施設の水位が一定の水位まで低下すること。</p>	<p>基準水位から-500mm に達した場合。ただし、点検等により水位を-500mm 以下にする期間を除く。</p>

閉じ 込め る	AL-JM42	J M T R	<単一障壁の喪失> 燃料被覆障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること又は燃料被覆障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉運転中に、以下の障壁が喪失した場合（いずれか一つが該当した場合） ①燃料被覆障壁が喪失 ・「燃料破損」信号が発報した場合 ②原子炉冷却系障壁が喪失 ・「原子炉入口圧力低低」信号が発報した場合 ＊原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。	
	AL-JM51		<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉運転中に、放射線レベルの上昇等により、運転員が原子炉制御室の操作が容易にできなくなった場合 ＊原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。	
その 他脅 威	AL-JM53		<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合 ・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所をいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器をいう。 なお、廃止措置段階にある JMTR において、安全機器等は、カナル No. 1、カナル No. 2 及び SFC プールのことをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が 1 系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、JMTR 内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、JMTR に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。 ＊廃止措置段階にある JMTR において、その安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがないため適用外とする。	

別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第4条 第4項 第1号 指針 施設敷地 緊急事態 を判断する EAL①	共通	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <ul style="list-style-type: none"> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について $5 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上のとき。 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて $5 \mu \text{Sv}/\text{h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が $1 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上であるときは、中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が $5 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上のとき。 (中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるもの)を除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、行う。) 	<ul style="list-style-type: none"> 原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備 P-1、P-2、P-3、P-5、P-6、P-11、P-13、P-15、P-16 原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備で $5 \mu \text{Sv}/\text{h}$ (ガンマ線、中性子線の合計)に該当した場合($1 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上検出時点で可搬式測定器による中性子線量測定開始)。 ただし、次の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> 排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合 ($5 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。) 当該数値が落雷の時に検出された場合
	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 指針 施設敷地 緊急事態 を判断する EAL② 規則 第5条 第1項		<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の排気筒その他これらに類する場所において、通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベルを超える放出があったとき。 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(10分間以上継続) 放射能の測定により管理すべき放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(累積) 	<ul style="list-style-type: none"> 計測設備 排気ガスモニタ 排気ダストモニタ 通報レベルは通報連絡基準で定め、必要な箇所へ配備する。

放射線量・放射性物質放出	SE03	政令 第4条 第4項 第2号	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> ・施設の排水口その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があったとき。	・各施設の排水設備において、排水の都度、測定された放射性物質の濃度 ・通報レベルは通報連絡基準で定める。
	SE04	政令 第4条 第4項 第3号	<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> ・施設の内部に設定された管理区域外の場所において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 50 μSv/h 以上の放射線量(10分間以上継続)	検出の方法は以下のとおり。 ・線量率の測定 ガンマ線測定用サーベイメータ ・線量率の測定後における継続性的確認 ガンマ線測定用サーベイメータにより 50 μSv/h 以上の放射線量を検出した時を起点とし、当該ガンマ線測定用サーベイメータにおいて 10 分間継続していることを確認した場合又は近傍のガンマ線測定用連続監視モニタ(エリアモニタ、モニタリングポスト等)において有意な指示の変動の継続又は上昇が 10 分間継続していることを確認した場合 ・測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
	SE05	政令 第4条 第4項 第3号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> ・施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 当該場所におけるその放射能水準が 5 μSv/h の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出	・計測器等 可搬型γ外測定装置 ・測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
	SE06	政令 第4条 第4項 第5号	<施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ> ・臨界状態のおそれがある。 ・核燃料物質を取り扱う施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理等が損なわれる状態 ・臨界状態の発生の蓋然性が高い状態	・中性子線エリアモニタ又は中性子サーベイメータにて中性子線が確認されている状態をいう。

その他脅威	SE52	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ- (4)	共通	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	原子炉施設で何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかに該当する状態のことという。 ①原子炉施設（「常陽」及びH T R）から緊急時対策所へ通信する手段の全てが喪失した場合 ②緊急時対策所から所外へ通信する手段の全てが喪失した場合 ・「原子炉施設で何らかの異常が発生した場合」とは、原子力防災管理者が異常と判断した場合をいう。 ・「全て喪失した場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。
				<その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響のおそれ> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 ・核燃料物質等使用施設 ・廃棄物管理施設	「原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、テロ等）」が発生し、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生した場合
冷やす	SE-JY21	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ニ-(1)	常陽	<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	原子炉の運転中において、1次冷却系から、オーバーフロー系の汲み上げ機能を上回る漏えい率 11t/h の原子炉冷却材ナトリウムの漏えいが発生した場合 「原子炉の運転中」とは、「原子炉冷却材温度が 260°C以上で、炉心に照射された燃料が装荷されている状態」をいう（以下、この表の常陽において同じ。）。 「原子炉冷却材を汲み上げる設備」とは、オーバーフロー系をいう。

冷やす	SE-JY23	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ニ-(2)	常 陽	<p><原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>	<p>原子炉の運転中において、原子炉停止後、強制循環による冷却機能を喪失した場合であって、以下の状態のことをいう。</p> <p>「1次主冷却系及び2次主冷却系が以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、補助冷却系が冷却機能を喪失した場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①1次主冷却系 強制循環：2ループとも機能喪失 ②2次主冷却系 自然循環：2ループとも機能喪失 ③1次主冷却系 強制循環：1ループ（A）が機能喪失 2次主冷却系 自然循環：1ループ（B）が機能喪失 ④1次主冷却系 強制循環：1ループ（B）が機能喪失 2次主冷却系 自然循環：1ループ（A）が機能喪失 ・2次主冷却系の自然循環機能の喪失 <p>2次主冷却系の自然循環流量の低下により、主中間熱交換の1次側出口温度が450°Cを超過した場合に、機能喪失と判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助冷却系の冷却機能の喪失 <p>1次補助冷却系強制循環機能、2次補助冷却系強制循環機能、及び、補助送風機能のうち一つ以上が機能を喪失した場合に、機能喪失と判断する。</p>
	SE-JY25	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ニ-(3)		<p><電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>	<p>原子炉の運転中において、外部電源が喪失し、非常用ディーゼル発電機による電源の供給にも失敗した場合であって、以下の状態のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1AM/C、1BM/C、1CM/C、1DM/Cの全ての電圧がゼロ
	SE-JY27	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ニ-(4)		<p><電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>原子炉の運転中に非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続すること。</p>	<p>原子炉の運転中において、2系統(C系、D系)ある整流装置、蓄電池、直流母線の組合せのうち、1系統を残して機能を喪失した場合であって、以下の①又は②のいずれかに該当する状態のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①5C電源、7C電源の全ての電圧がゼロ ②5D電源、7D電源の全ての電圧がゼロ <p>「非常用直流母線」とは、無停電系の直流母線をいう。</p>

冷やす	SE-JY29	規則 第7条 第1項 第1号 表中 二-(5)	常陽	<p><停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p>	<p>原子炉の停止中において、原子炉容器内に照射済燃料集合体がある場合において、当該原子炉を冷却する全ての機能(1次冷却系、2次冷却系、補助冷却系、予熱窒素ガス系、遮蔽コンクリート冷却系)が喪失した場合であって、以下の①～④の全てに該当する場合</p> <p>①主冷却系の自然循環による冷却機能を喪失 「主冷却系の自然循環による冷却機能を喪失」とは、規則第7条第1項第1号表中ニ- (2) に加えて、3箇所以上の炉心燃料集合体出口冷却材温度が 550°C を超過した場合</p> <p>②補助冷却系の冷却機能の喪失 1次補助冷却系強制循環機能、2次補助冷却系強制循環機能及び補助送風機能のうち一つ以上が機能を喪失した場合に、機能喪失と判断する。</p> <p>③予熱窒素ガス系の冷却機能の喪失 予熱窒素ガス系のプロワが停止等し、必要な冷却機能を確保できない場合に、機能喪失と判断する。</p> <p>④遮へいコンクリート冷却系の冷却機能の喪失 遮へいコンクリート冷却系のプロワが停止等し、必要な冷却機能を確保できない場合に、機能喪失と判断する。</p> <p>ただし、原子炉停止後 60 日以上経過後を除く。</p> <p>「原子炉の停止中」とは、「原子炉の運転中以外の状態」をいう。</p>
-----	---------	----------------------------------------	----	---------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

閉じ込める	SE-JY42 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ニ-(7)	常 陽	<p><障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>原子炉の運転中において、以下のいずれか一つが該当した場合</p> <p>①燃料被覆管障壁が喪失し、かつ、原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>②燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあり、かつ、原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>③燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあり、かつ、原子炉格納容器障壁が喪失</p> <p>④原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあり、かつ、原子炉格納容器障壁が喪失</p> <p>ここで、「燃料被覆管障壁が喪失するおそれ」は、原子炉停止後、強制循環による除熱に失敗した場合とする。</p> <p>「原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ」は、原子炉冷却材温度が原子炉冷却系障壁の設計温度を超過した場合とする。</p> <p>「原子炉格納容器障壁が喪失」は、以下のいずれか一つが該当した場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力を所定の圧力に維持できない場合 ・アイソレーション信号発信後も直接放出経路がある場合
その他脅威	SE-JY51 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ニ-(6)		<p><原子炉制御室等に関する異常></p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>	<p>原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、原子炉制御室に火災等の事象が発生し、全ての操作員が退避しなければならない場合。ただし、原子炉停止後 60 日以上経過後を除く。</p> <p>「原子炉制御室」とは、中央制御室のことをいう。「原子炉施設に何らかの異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう（以下、この表の常陽において同じ。）。</p>

その他脅威	SE-JY53	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ニ-(7)	常 陽	<p><火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>火災又は溢水により、安全機器等※の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が全て使用できなくなったとき。ただし、原子炉停止後 60 日以上経過後を除く。</p> <p>「火災」とは、常陽施設内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。</p> <p>「溢水」とは、常陽に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。</p> <p>※設置変更許可申請書において、安全機器等の詳細が許可された場合に改めて選定する。</p>
	SE-JY55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ニ-(7)		<p><その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	「原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻及びテロ等）」が発生し、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生した場合

閉じ 込める	SE-HT40	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)	H T T R	<p><燃料による閉じ込め機能の異常かつ原子炉冷却系障壁及び原子炉格納容器の障壁の喪失かつ非常用空気浄化設備の不作動></p> <p>燃料による閉じ込め機能が低下した場合において、原子炉冷却系障壁を喪失し、かつ、原子炉格納容器の障壁を喪失し、さらに、非常用空気浄化設備が作動しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「燃料による閉じ込め機能が低下した場合」とは、原子炉運転中に「1次冷却材放射能高」警報（燃料破損率が0.2%に相当する0.01MBq/cm³以上の場合）が発報した場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁を喪失」とは、原子炉運転中（原子炉停止直後であって1次系冷却材圧力が2.2MPa以上の場合を含む。）に「C/V圧力高 C/V隔離」警報（34.3kPa）が発報した場合をいう。 ・「原子炉格納容器の障壁を喪失」とは、「原子炉冷却系障壁を喪失」し、原子炉格納容器内へ冷却材であるヘリウムが漏えいした場合、原子炉格納容器の障壁が健全であれば原子炉格納容器内圧力は150kPa（事故評価値（計測は3Chのうち2Chで確認））で安定するため、当該150kPaを下回り、さらに大気圧への下降傾向が確認された場合をいう。 ・「原子炉運転中」とは、制御棒の引抜きを開始した時点から全制御棒の挿入を完了するまでをいう。ただし、制御棒位置校正試験、制御棒動作確認試験、燃料交換等において制御棒を引き抜く場合は除く。 ・「非常用空気浄化設備が作動しないこと」とは、2系統が同時に機能を喪失した場合をいう（2系統が同時に不待機となる場合を含む。）。

その他脅威	SE-HT50	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(3)	H T T R	<p><閉じ込め機能に関する監視機能喪失></p> <p>原子炉運転中又は崩壊熱除去運転中において、原子炉制御室が使用できなくなること、全ての交流電源及び直流電源が喪失すること等により、閉じ込め機能に関する監視機能(可搬型発電機等を用いた監視を含む。)を喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉制御室が使用できなくなること」とは、原子炉運転中又は崩壊熱除去運転中において、運転員が原子炉制御室に留まることができなくなった場合をいう。 ・「原子炉制御室」とは、中央制御室のことをいう。 ・「全ての交流電源及び直流電源が喪失すること」とは、原子炉運転中又は崩壊熱除去運転中において、全ての交流電源及び直流電源の電圧が0V又は使用不可となった場合をいう。 ・「交流電源」とは、商用電源(271M/C-1)及び非常用発電機2系統(272P/C1A、272P/C1B)をいう。 ・「直流電源」とは、(274E/P1A、274E/P1B)をいう。 ・「監視機能を喪失すること」とは、閉じ込め機能に係る監視機能を喪失することをいう。
	SE-HT55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)		<p><防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、地震、竜巻、テロ等の外的事象により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が全て使用できなくなった事象をいう。

止める	SE-JM11	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(1)	J M T R	<原子炉停止の失敗又は停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入が確認できない場合又は停止したことを確認することができない場合 *原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。
	SE-JM21	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)		<原子炉冷却材漏えいによる非常用原子炉冷却装置作動> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等で注水が直ちにできること。	原子炉の運転中に一次冷却系配管破損検出系が作動した場合において、漏えい水再循環設備により圧力容器内に注水できない場合 ・「原子炉運転中」とは、「保安規定に定める「運転開始命令」が出された後から、保安規定に定める「運転停止後の措置」が確認されるまでの間」をいう（以下、この表の JMTR において同じ。）。 *原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。
冷やす	SE-JM22	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)	J M T R	<原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	原子炉の運転中に一次冷却系配管破損検出系が作動した場合で、漏えい水再循環設備で圧力容器に注水できない、かつ、純水補給設備等による給水ができない場合 *原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。
	SE-JM29	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)		<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉停止中に炉心に燃料要素が装荷された状態で、炉心液面が-3000mmに達した場合 ・「原子炉の停止中」とは、「原子炉の運転中以外の状態」をいう。 *廃止措置段階へ移行し、炉心に燃料要素を装荷できない。このため適用外とする。
	SE-JM30	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)		<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵施設の水位を維持できないこと又は当該貯蔵施設の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵施設の水位を測定できること。	基準水位から-2000mmに達した場合、又は当該貯蔵施設の水位を維持できていないおそれがある場合において、直接的若しくは間接的な手段によって当該貯蔵施設の水位を測定できない場合

閉じ込める	SE-JM42 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)	J M T R	<p><2つの障壁の喪失></p> <p>燃料被覆の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失する場合において炉室内の負圧が喪失すること。</p>	<p>原子炉運転中に、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがある場合（いずれか一つが該当した場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①燃料被覆障壁が喪失し、かつ、原子炉冷却系障壁が喪失した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料破損検出系が作動し、水漏れ監視プログラム発報、漏水検知器発報及び排水貯槽の上昇を確認した場合 ②燃料被覆障壁が喪失し、かつ、炉室内負圧が喪失した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料破損検出系が作動し、炉室内負圧値が 59Pa 以下の場合 ③原子炉冷却系障壁が喪失し、かつ、炉室内負圧が喪失した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・一次冷却系配管破損検出系が作動し、炉室内負圧値が 59Pa 以下の場合 ・「原子炉運転中」とは、「保安規定に定める「運転開始命令」が出された後から、保安規定に定める「運転停止後の措置」が確認されるまでの間」をいう（以下、この表の JMTR において同じ。）。 <p>*原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。</p>
その他脅威	SE-JM51 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(3)		<p><原子炉制御室機能喪失・警報喪失></p> <p>原子炉制御室が使用できなくなること。</p>	<p>原子炉制御室に火災等の事象が発生し、計測制御系統が正常に作動しない場合又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵施設に異常が発生した場合において、計測制御系統の一部が喪失した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火災」とは、JMTR 内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう（以下、この表の JMTR において同じ。）。 <p>*原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。また、使用済燃料貯蔵施設は、原子炉制御室が使用できなくなっても目視による水位の確認が可能である。このため適用外とする。</p>

その他脅威	SE-JM53	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)	J M T R	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が全て使用できない場合。ただし、安全機器等の機能が要求されない期間を除く。 なお、廃止措置段階にある JMTR において、安全機器等は、カナル No.1、カナル No.2 及び SFC プールのことをいう。 ・「溢水」とは、JMTR に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。 ＊廃止措置段階にある JMTR において、その安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがないため適用外とする。
				<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	「その他原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、人的行為）」が発生し、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生した場合
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	共 通	<事業所外運搬での放射線量の上昇> 事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条で定めるところにより検出されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ 測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。
	XSE62	事業外運搬通報基準等命令 第3条		<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第3条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。	<ul style="list-style-type: none"> 計測器等 表面汚染検査計

別表－19 原災法第15条第1項に基づく通報基準及びE A L

E A L区分	E A L番号	政令 又は規則	施設区分	E A L事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令 第6条 第3項 第1号 指針 施設敷地 緊急事態 を判断する EAL①	共 通	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <ul style="list-style-type: none"> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1地点で$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線が検出され10分間以上継続又は2地点以上で$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線が検出されたとき。 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて$5\mu\text{Sv}/\text{h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1\mu\text{Sv}/\text{h}$以上であるときは、中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上のとき。 (中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるもの)を除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、行う。) 	<ul style="list-style-type: none"> 原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備 P-1、P-2、P-3、P-5、P-6、P-11、P-13、P-15、P-16 原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備で$5\mu\text{Sv}/\text{h}$(ガンマ線、中性子線の合計)以上が2点以上又は10分間継続して検出された場合($1\mu\text{Sv}/\text{h}$以上検出時点で可搬式測定器による中性子線量測定開始)。 ただし、次の場合を除く。 排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合($5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。) 当該数値が落雷の時に検出された場合
	GE02	政令 第6条 第4項 第1号 指針 施設敷地 緊急事態 を判断する EAL② 規則 第12条 第1項		<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の排気筒その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベルを超える放出があったとき。 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(10分間以上継続) 放射能の測定により管理すべき放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(累積) 	<ul style="list-style-type: none"> 計測設備 排気ガスマニタ 排気ダストモニタ 通報レベルは通報連絡基準で定め、必要な箇所へ配備する。

放射線量・放射性物質放出	GE03	政令 第6条 第4項 第1号		<通常放出経路での液体放射性物質の放出> ・施設の排水口その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があったとき(10分間以上継続)。	・各施設の排水設備において、排水の都度、測定された放射性物質の濃度 ・通報レベルは通報連絡基準で定める。
	GE04	政令 第6条 第3項 第2号	共通	<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> ・施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 5mSv/h 以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)	検出の方法は以下のとおり。 ・線量率の測定 ガンマ線測定用サーベイメータ ・線量率の測定後における継続性の確認 ガンマ線測定用サーベイメータにより 5mSv/h 以上の放射線量を検出した時を起点とし、当該ガンマ線測定用サーベイメータにおいて 10 分間継続していることを確認した場合又は近傍のガンマ線測定用連続監視モニタ(エリアモニタ、モニタリングポスト等)において有意な指示の変動の継続又は上昇が 10 分間継続していることを確認した場合。 ・測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
	GE05	政令 第6条 第4項 第2号		<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> ・施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 当該場所におけるその放射能水準が 500 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出	・計測器等 可搬型ダスト測定装置 ・測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
	GE06	政令 第6条 第4項 第3号		<施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ> ・核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。	・連鎖反応が継続しているとは、中性子線エリアモニタ又は中性子サーベイメータにて中性子線が継続して確認されている状態をいう。

その他脅威	GE55	規則 第14条 第1項 表中 ヌ	共通	<p><その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等使用施設 ・廃棄物管理施設 	<p>「原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、テロ等）」が発生し、プラントの安全を維持する機能に著しい不具合を引き起こすような事象が発生した場合</p>
止める	GE-JY11	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(1)		<p><原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒による自動スクラム、手動スクラム及び励磁電源切りによる制御棒挿入に失敗した場合</p> <p>中性子計装により停止したことが確認できない場合</p> <p>「自動スクラム、手動スクラム及び励磁電源切りによる制御棒挿入に失敗した場合」とは、原子炉トリップ設定値到達後、原子炉出力が正常に低下しない場合及びデラッッチに失敗した場合をいう。</p> <p>「中性子計装により停止したことが確認できない場合」とは、起動系 Ch1 又は Ch2 にて 2×10^4 cps 以下にならない場合をいう。</p>
冷やす	GE-JY23	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(2)	常陽	<p><原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい及び/又は残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p>	<p>原子炉の運転中において、原子炉停止後、強制循環による冷却機能を喪失し、かつ、自然循環による冷却機能も喪失した場合</p> <p>「自然循環による冷却機能も喪失した場合」とは、規則第7条第1項第1号表中ニ-(2)に加えて、3箇所以上の炉心燃料集合体出口冷却材温度が 550°C を超過した場合をいう。</p> <p>「原子炉の運転中」とは、「原子炉冷却材温度が 260°C 以上で、炉心に照射された燃料が装荷されている状態」をいう（以下、この表の常陽において同じ。）。</p>
	GE-JY27	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(4)		<p><電源供給機能の異常（その 2：直流電源喪失）></p> <p>原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。</p>	<p>原子炉の運転中において、2系統（C系、D系）全ての機能が喪失した場合であって、以下の状態のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5C 電源、7C 電源、5D 電源、7D 電源の全ての電圧がゼロ <p>「非常用直流母線」とは、無停電系の直流母線をいう。</p>

冷 や す	GE-JY28	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(5)	<炉心冷却機能の異常（炉心損傷の検出）> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	燃料破損検出系の計数率が保安規定に定める運転上の制限以上となり、かつ、保安規定に定める原子炉格納容器内床上線量率が100mSv/h以上又は保安規定に定める原子炉出口冷却材温度が550°C以上となった場合
	GE-JY29	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(6)	<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。	原子炉容器内の液位が測定下限値（原子炉容器内液位：GL-7700mm）を下回った場合 ただし、計画的に当該事象へ移行する場合を除く。また、炉心燃料集合体出口冷却材温度に液位低下に伴う変動がない場合は当該事象には該当しないと判断する。 「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。 「原子炉の停止中」とは、「原子炉の運転中以外の状態」をいう。
	GE-JY30	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(7)	<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できること。	監視カメラ等により上方2メートルの液位の位置のマーキングと液位を比較して、液位が下回った場合 冷却水の漏えい等が発生した場合において、線量率上昇、蒸気発生等により液位の確認ができない場合 「使用済燃料貯蔵槽」とは、原子炉附属建物内水冷却池をいう。また、「液位」とは、水の液位をいう。
閉じ 込 める	GE-JY41	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(3)	<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度の指示値が以下の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合 ①最高使用圧力 1.35kg/cm ² g ②最高使用温度 150°C

閉じ込める	GE-JY42	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(9)	常陽	<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	原子炉の運転中において、燃料被覆管障壁及び原子炉冷却系障壁が喪失し、かつ、原子炉格納容器障壁が喪失するおそれがある場合 「燃料被覆管障壁の喪失」とは、燃料破損検出系の計数率が保安規定に定める運転上の制限を超過した場合をいう。 「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、保安規定に定める炉内ナトリウム液面低低以下及び保安規定に定めるナトリウム漏えい(原子炉冷却材ナトリウム)を確認した場合をいう。 「原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、原子炉格納容器内の圧力又は温度の指示値が以下の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合をいう。 ①最高使用圧力 1.35kg/cm ² g ②最高使用温度 150°C
				<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。ただし、原子炉停止後60日以上経過後を除く。 「原子炉制御室」とは、中央制御室のことをいう。 「原子炉施設に何らかの異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう。
その他脅威	GE-JY51	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(8)	常陽	<その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	「原子炉施設以外に起因する事象(地震、竜巻、テロ等)」が発生し、プラントの安全を維持する機能に著しい不具合を引き起こすような事象が発生した場合
	GE-JY55	規則 第14条 第1項 表中 ニ-(9)			

その他脅威	GE-HT55	規則 第14条 第1項 表中 ホ-(2)	H T T R	<屋内退避を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、地震、竜巻、テロ等の外的事象により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が全て使用できなくなった事象をいう。 ・「屋内退避を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
止める・冷やす	GE-JM11	規則 第14条 第1項 第1号 表中 ホ-(1)		<停止機能及び冷却機能の喪失> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ＊原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。
	GE-JM28	規則 第14条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)		<炉心損傷のおそれ> 炉心に燃料要素が装荷されている状態で、燃料要素の冠水が維持できないこと。	炉心に燃料要素が装荷されている状態で、燃料要素の冠水が維持できない場合 ＊廃止措置段階へ移行し、炉心に燃料要素を装荷できない。このため適用外とする。
冷やす	GE-JM29	規則 第14条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)	J M T R	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 原子炉の停止中に圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	原子炉停止中に、炉心に燃料要素が装荷された状態で、炉心液面が-3000mmに達し、かつ、純水補給設備等による給水ができない場合 ・「原子炉の停止中」とは、「原子炉の運転中以外の状態」をいう。 ・「原子炉運転中」とは、「保安規定に定める「運転開始命令」が出された後から、保安規定に定める「運転停止後の措置」が確認されるまでの間」をいう（以下、この表の JMTR において同じ）。 ＊廃止措置段階へ移行し、炉心に燃料要素を装荷できない。このため適用外とする。

	GE-JM30	規則 第14条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)	J M T R	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵施設の水位が基準水位から2メートル低下すること又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵施設の水位を測定できないこと。	基準水位から-2000mmに達した場合又は当該貯蔵施設の水位を維持できていないおそれがある場合において、直接的又は間接的な手段によって当該貯蔵施設の水位を測定できない場合に、純水補給設備等による給水ができない場合
閉じ込める	GE-JM42	規則 第14条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)		<2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失> 燃料被覆の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において炉室内の負圧が喪失すること。	原子炉の運転中に、以下の障壁が喪失したとき。 ①燃料被覆障壁の喪失し、かつ、原子炉冷却系障壁の喪失及び炉室内の負圧が喪失した場合 ・燃料破損検出系が作動し、水漏れ監視プログラム発報、漏水検知器発報及び排水貯槽の上昇を確認した状態で炉室内負圧値が59Pa以下になった場合 ＊原子炉の機能停止措置を完了したため、原子炉を運転できない。このため適用外とする。
その他脅威	GE-JM55	規則 第14条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)		<屋内退避を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	「その他原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、人的行為）」が発生し、プラントの安全を維持する機能に著しい不具合を引き起こすような事象が発生し、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある場合 ・「屋内退避を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE61	政令 第6条 第3項 第3号	共 通	<事業所外運搬での放射線量の上昇> 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10mSv/h以上の放射線量が事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条で定めるところにより検出されたとき。	・計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ ・測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。
	XGE62	事業外運搬通報基準等命令 第4条		<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合	・計測器等 可搬型ダスト測定装置

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年　月　日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 _____ 氏名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年　月　日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年　月　日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所			
業 务 の 種 别	防災要員の職制	その他の防災要員	
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整			名
原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等			名
広 報			名
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握			名
原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止			名
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧			名
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去			名
医 療 に 関 す る 措 置			名
原 子 力 灾 害 に 關 す る 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送			名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等			名

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

		年　月　日	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p>			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 複数の副防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

		年	月	日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、 都道府県知事、市町村長 殿				
届出者				
住 所 _____				
氏 名 _____				
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) _____				
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。				
原子力事業所の名称及び場所				
原子力事業所内の放射線測定設備	設 置 数	式		
	設置場所			
原子力事業所外の放射線測定設備	設 置 者			
	設置場所			
	検出される数値の把握方法			

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、
都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	排気筒モニタリング設備	台
	その他の固定式測定器	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ 測定器
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンpla 測定器
	個人用外部被ばく線量測定器	台
	その他	エリアモニタリング設備 モニタリングカー
	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染用具	式
その他資機材	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防 災 訓 練 の た め に 想 定 し た 原 子 力 灾 害 の 概 要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名連絡先

警戒事態該当事象の発生について、 原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所	
警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が事象を 判断した時刻 (24 時間表示)	
発 生 し た 警 戒 事 態 該 當 事 象 の 概 要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

連絡者名連絡先

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所（注1）	
警戒事態該当事象の発生時刻（注1）	（24時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注1）	
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応（注3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、
都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生
 第 15 条事象発生

通報者名 _____
 連絡先 _____

電離放射線障害防止規則（第 7 条の 2 第 2 項各号）に掲げる場合に該当

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が事象 を判断した時刻	(24 時間表示)	
発生した 特定事象 の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量 の状況、検出された 放射性物質の状況、 主な施設・設備の状 態等	
その他特定事象の把握に参 考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、
都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生
 第 15 条事象発生

通報者名 _____
 連絡先 _____

電離放射線障害防止規則（第 7 条の 2 第 2 項各号）に掲げる場合に該当

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が事象を 判断した時刻	(24 時間表示)
発生した 特定事象 の概要	特定事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

応急措置の概要

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、
都道府県知事、市町村長 殿

第 25 条報告

報告者名連絡先

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき応急措置の概要について、以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所（注 1）	
特定事象の発生時刻（注 1）	(24 時間表示)
特定事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応（注 3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、
都道府県知事、市町村長 殿

第 25 条報告

報告者名連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき応急措置の概要について、以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所（注 1）	
特定事象の発生時刻（注 1）	(24 時間表示)
特定事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応（注 3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。